

見附市地域福祉計画(案)

(計画期間 令和7年度～令和11年度)

市民みんなで創る

誰もが安心して暮らせる

やさしい絆のまち みつけ

令和7年3月

見 附 市

障害の「害」の表記について

本計画では「障害」の害の字をひらがな表記の「障がい」とすることで障がい福祉について多くの人から関心を持っていただくきっかけとなることを願い、第7期見附市障がい福祉計画・第3期見附市障がい児福祉計画で使われている表記の考え方に沿っています。よって、法令、制度や施設名、固有名詞等についてはひらがな表記をしていません。

目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1.	計画策定の背景と趣旨	1
2.	計画の位置づけ	6
3.	計画の期間	7
4.	計画の策定体制	7
第2章	地域福祉を取り巻く現状	
1.	統計データからみる見附市の現状	8
2.	アンケート調査や懇談会からみる見附市の現状	16
3.	地域福祉における現状と課題	27
第3章	計画の基本理念と基本目標	
1.	計画の基本理念	29
2.	計画の基本目標	31
第4章	施策の展開	
	基本目標 1	33
	基本目標 2	36
	基本目標 3	52
第5章	計画の推進に向けて	
1.	計画の推進体制	56
2.	計画の進行管理	57
参考資料		
1.	見附市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱	58
2.	見附市地域福祉計画策定・推進委員会委員名簿	60
3.	社会福祉法（抜粋）	61

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしたいという願いを実現するために、住民、福祉事業関係者、行政などが協働し、地域の生活課題の解決や安心して暮らせる地域社会を持続させていくための取り組みです。

地域福祉の推進においては、様々な生活課題の解決を自らの行動による「自助」、隣近所の手助けなどの身近な助け合いによる「互助」、制度化された相互扶助による「共助」、行政などが取り組む「公助」、そしてそれらの協働により解決していくことが重要です。

社会福祉法においても、地域住民等が協力して地域福祉の推進に努めること、また、市町村の責務として、住民の地域福祉活動への参加を促す環境整備や、住民が身近な地域で様々な生活課題の相談が受けられる体制づくりなど、地域生活課題の解決のための支援が包括的に提供される整備等を講ずることが定められています。

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(2) 計画策定の背景

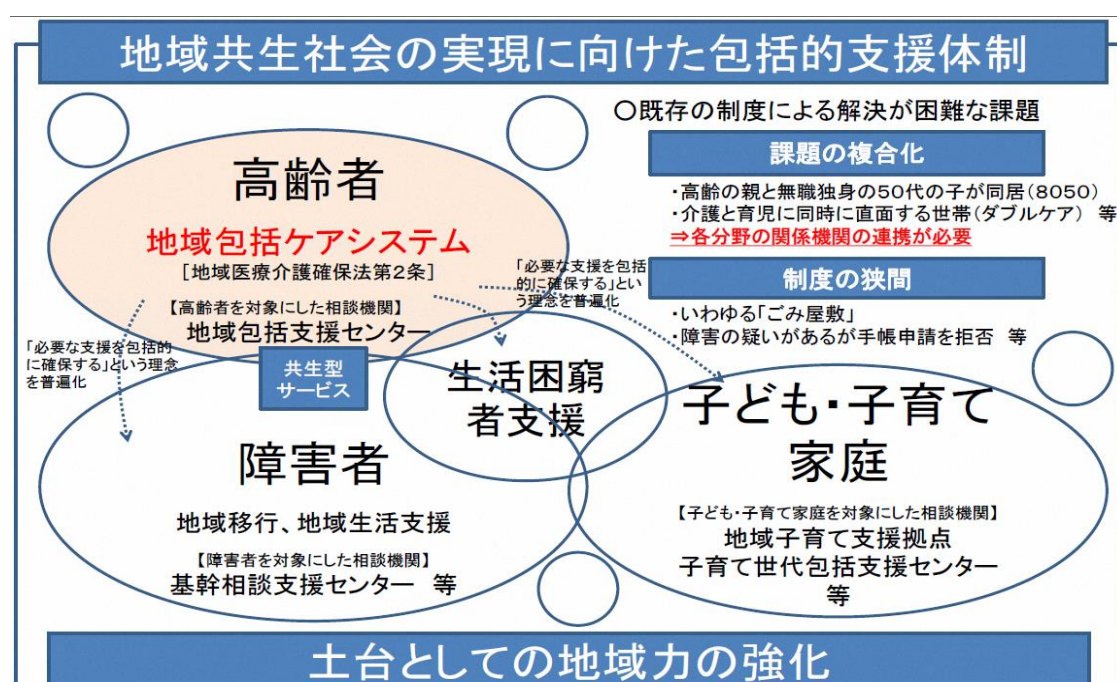
少子高齢化・人口減少が進む中で、医療費や介護にかかる費用の増大と相まって、介護と育児を同時に抱える（ダブルケア）方や、介護が必要な80歳代の高齢の親と仕事を持たない50歳代の子が同居する生活困窮世帯（8050世帯）の増加、家事や家族の世話などを日常的に行っているこども（ヤングケアラー）の潜在化、こどもの将来がそのまま生まれ育った環境に左右される貧困の連鎖など、複雑化・複合化した課題を抱える住民の増加に伴い、住民の福祉ニーズも多様化しています。

これらの生活課題は、誰であっても直面する可能性のある課題で、現在の介護保険、障がい者支援、こども・子育て支援などの単一の制度だけでは十分に

対応できない状況があります。

また、これらの公的福祉制度の対象にあてはまらず、制度の狭間で生活に困っている「社会的孤立」の状況にある住民が増加する一方で、「お互いさま」といった地域の相互扶助意識は地域社会を支える担い手不足などに伴い希薄化し、生活に困難を抱えながら誰にも相談できずにいる住民が、地域で知られることなく生活している現状があります。

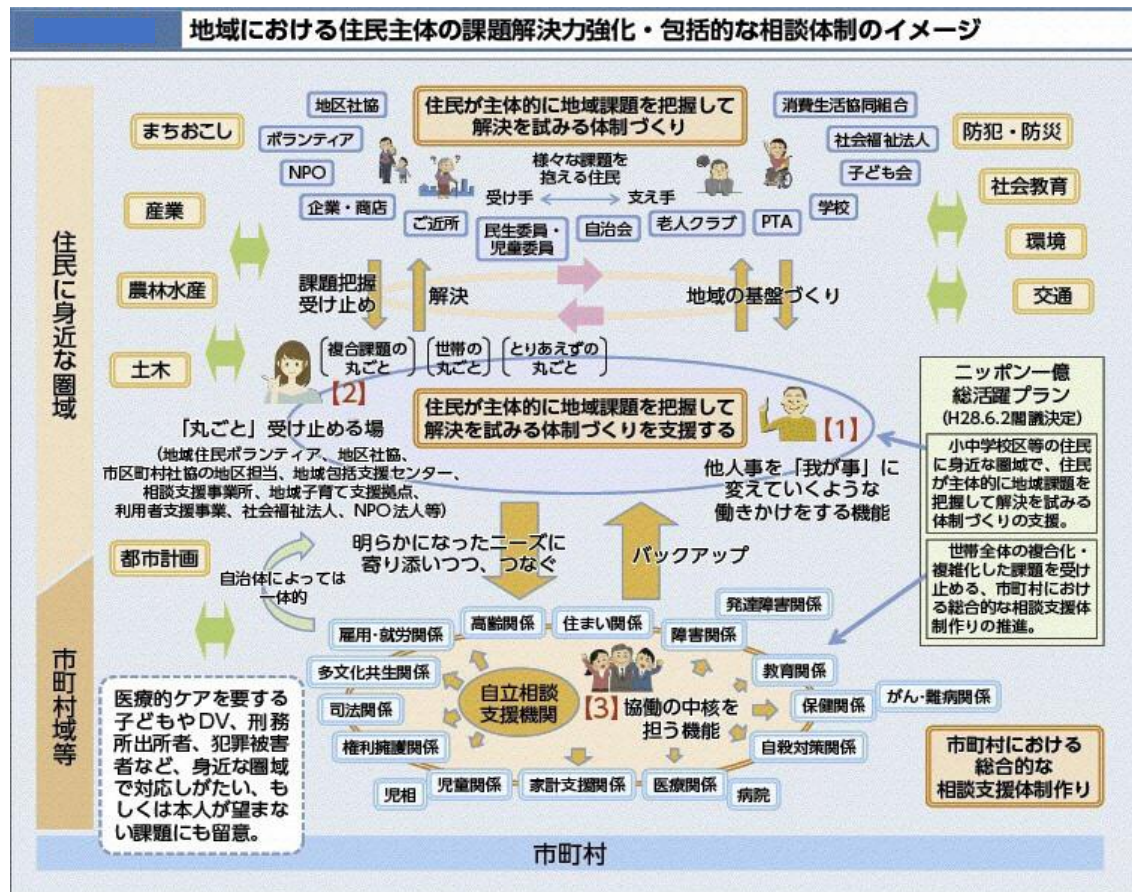
そのような中、国は地域共生社会の実現を提唱し、地域共生社会の実現のための包括的支援体制の構築を示しました。



厚生労働省資料 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制のイメージ図

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

「他人事」を「我が事」に変えていく取り組みにより、住民相互の支え合いを強化して地域の課題の解決力を強化する一方で、複雑化・多様化する地域課題に対応するため、分野を問わず包括的に相談支援を行うことのできる支援体制を構築していくことが求められます。



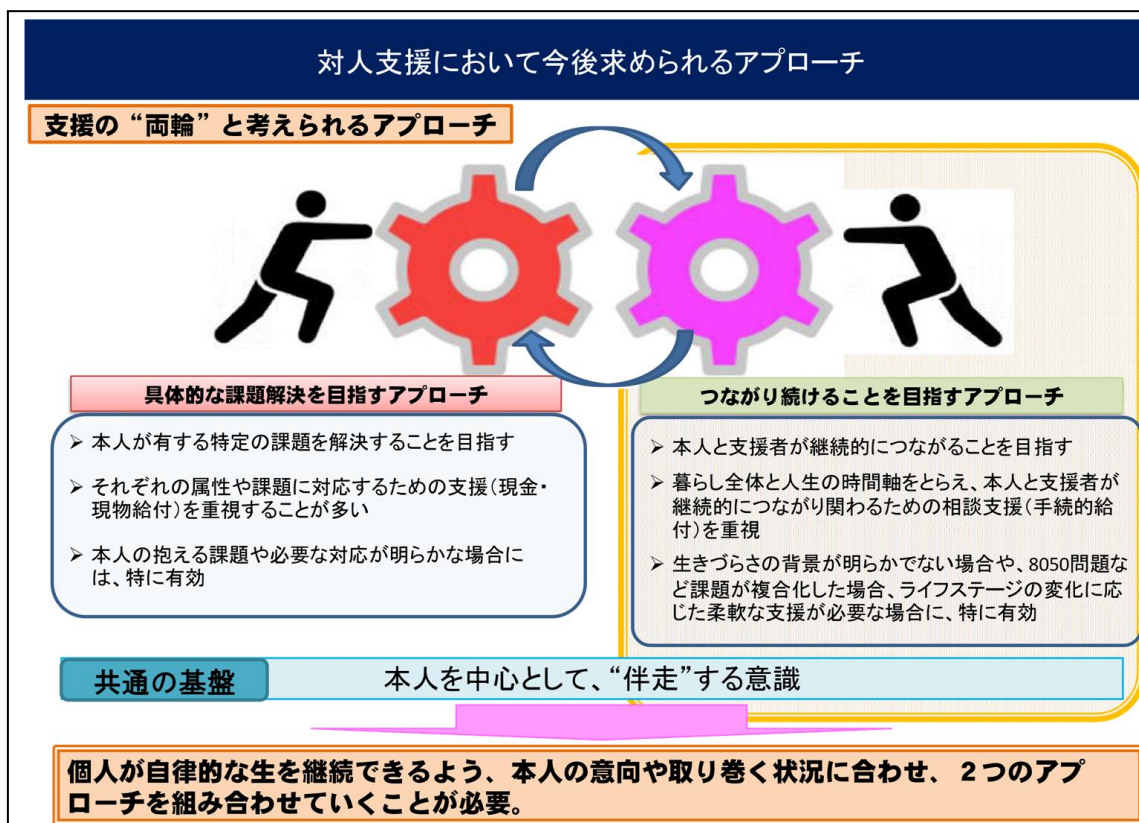
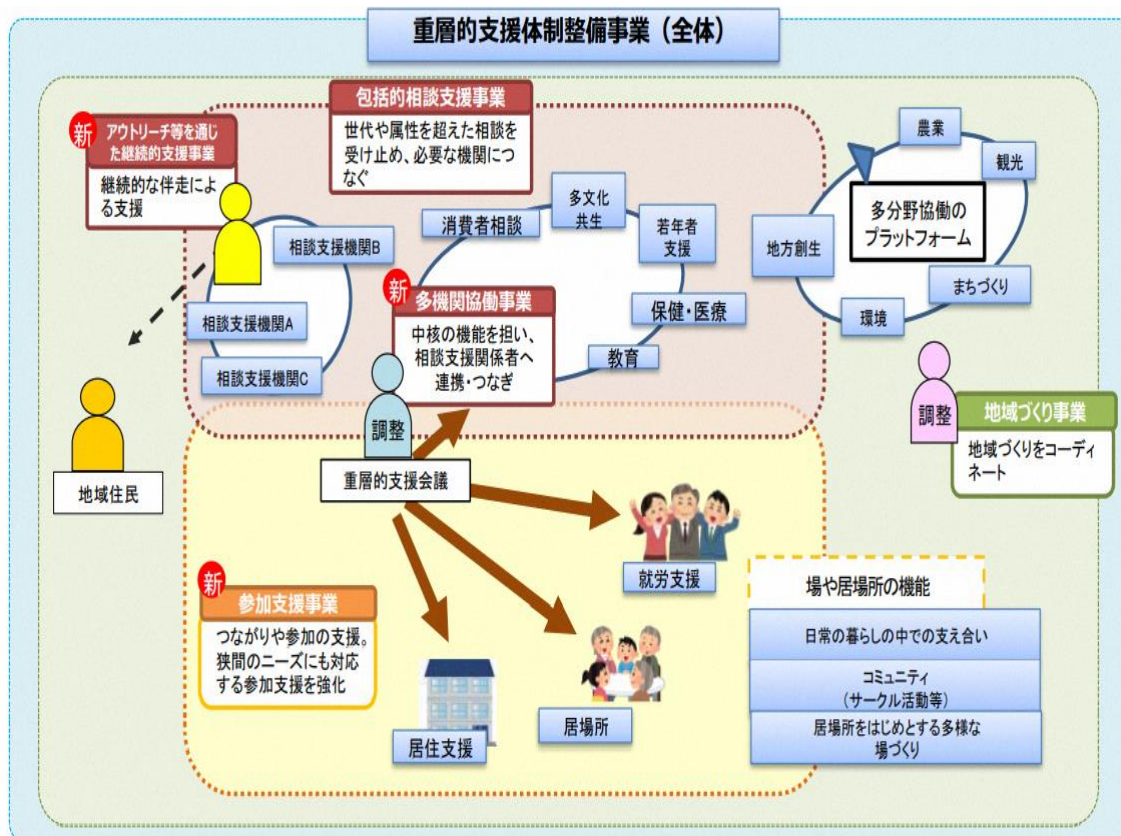
厚生労働省資料

「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築についてより抜粋

(3) 重層的支援体制整備事業による包括的支援の構築

更に住民の複雑化・複合化したニーズに対応するため、令和3年、社会福祉法の改正により重層的支援体制整備事業が創設されました。「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、多様なつながりを地域に生み出すことでセーフティネットの充実を図るものです。

これにより解決が難しいと思われた課題も、多様な主体との関係をつないだり多様な支援方法を検討することで地域住民の理解や協力を得たり、専門職による伴走型支援（「アウトリーチを通じた継続的支援事業」）の実施により住民を地域へつなぎ戻していくことなど、地域全体で地域住民を支えるための様々なチャレンジが可能となっています。



厚生労働省資料 地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業について（全般）より抜粋

重層的支援体制整備事業の各事業の概要

(法第 106 条の4 第 2 項) 事 業	概 要
第 1 号 包括的相談支援事業	・既存の相談機関で属性を問わない断らない相談支援を実施 ・支援機関のネットワークで対応するが、複雑化・複合化した課題については、多機関協働事業につなぐ。
第 2 号 参加支援事業	・つながりを作るための支援（コミュニケーションが苦手な人や長期末就労者などを想定） ・対象者のニーズに合わせた丁寧なマッチングと定着支援及び必要なメニュー開拓を行う。
第 3 号 地域づくり事業	・属性を超えて交流できる場所の整備 ・地域における活動の活性化、住民同士が支え合うきっかけにつながる地域活動支援
第 4 号 アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業	・SOS が発せられない人、支援が届かない人に支援を届ける。対象者との関係性の構築がメイン ・関係機関との連携により潜在的な対象者を見つけて支援につなぐ。
第 5 号 多機関協働事業	・重層的支援体制の中核（マネジメント） ・包括的相談支援で解決できない課題の相談支援体制を構築、支援機関の役割分担を図る。
第 6 号 支援プラン策定事業	・多機関協働事業で本人同意があったケースのプラン策定

今後、従来の制度では十分に対応できない多様な地域課題が増えていき、地域共生社会に求められる役割は大きくなることから、当市においては重層的支援体制整備事業の手法を取り入れて包括的な支援体制の構築を図っていきます。

支援を必要とする人が地域で孤立することなく、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるように、地域で支援を必要とする人への理解が広まるように、重層的支援体制整備事業における各種事業に取り組んでいきます。

この度策定する地域福祉計画は重層的支援体制整備事業実施のために、法律に基づき制定するものですが、本市の福祉全体のベースになる考え方が示されています。市民のみなさまと共有することで、地域共生社会の実現に向けた取組を更に円滑に推進していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定を根拠として、地域における福祉施策を総合的に推進していくために策定し、それぞれの根拠法に基づく分野別計画の上位計画として位置づけられ、各分野が共通して取り組む事項について示しています。

また、本計画の目的である地域共生社会を実現するためには同法第106条の3に規定されている包括的支援体制の整備が必要であり、同法第106条の5に規定されている重層的支援体制整備事業実施計画によって、その具体的な手法を構築します。

なお、「成年後見の利用の促進に関する法律」（平成28年（2016年）5月施行）及び「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年（2016年）12月施行）に基づき策定する計画は、本計画に包含しています。

◆ 関連計画との関係図



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とします。計画の評価・検証を定期的に行い、社会情勢の変化、地域の実情などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画名	令和 6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
第 1 期 見附市 地域福祉計画										
見附市高齢者 保健福祉計画・ 第 9 期介護保 険事業計画										
第 4 期見附市障 がい者計画										
第 7 期見附市障が い福祉計画・第 3 期見附市障がい児 福祉計画										
第 1 期 見附市 こども計画										
第 2 期 見附市いのち 支える自殺対 策計画										

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、市民関係団体、福祉関係団体、関係行政、市民代表からなる見附市地域福祉計画策定・推進委員会において協議、検討を行いました。また、庁内ワーキングチームや関係団体と検討・調整しながら策定しました。

- ・庁内ワーキングチームでの検討 令和6年6月～12月
- ・見附市地域福祉計画策定・推進委員会 令和6年8月・12月
- ・パブリックコメントによる意見募集 令和7年1月

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. 統計データからみる見附市の現状

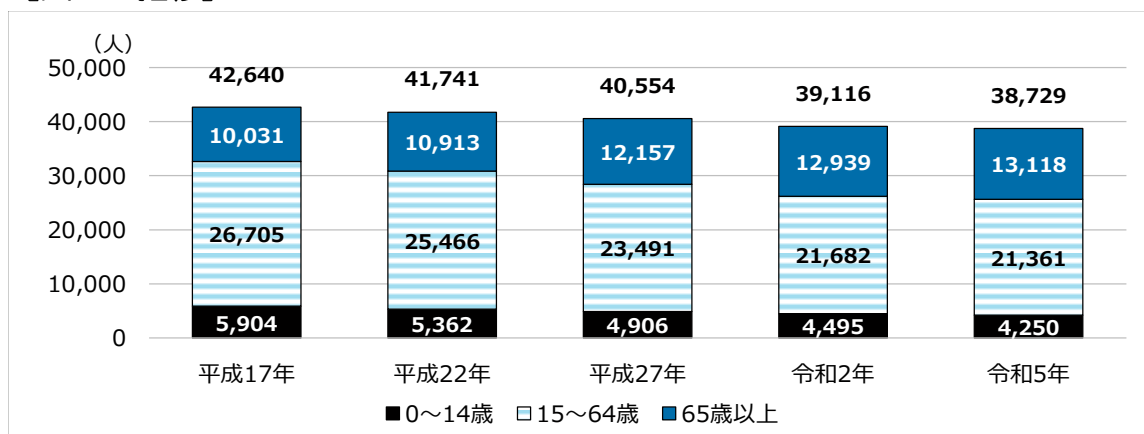
(1) 人口の推移

本市の国勢調査による人口は平成 7（1995）年の 43,760 人をピークに減少に転じ、令和 2（2020）年には 4 万人を割り込み 39,116 人となりました。

年齢 3 区分別にみると、0～14 歳の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口が減少し続ける一方で、65 歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。そのため、高齢化率は上昇し続けています。

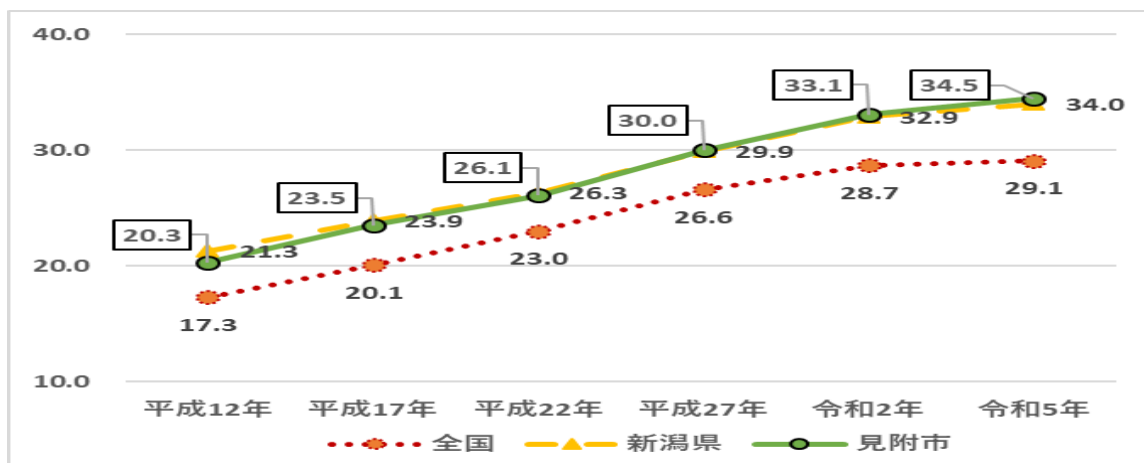
高齢化率を全国、新潟県と比較すると、全国を上回り、新潟県とほぼ同じ数値で推移しています。

【人口の推移】



資料：国勢調査 令和 5 年のみ住民基本台帳 （各年 10 月 1 日現在）

【高齢化率の推移】



資料：新潟県福祉保健部福祉保健総務課「高齢者の現況」（各年 10 月 1 日）

(2) 高齢者のいる世帯の状況

総人口が減少し続ける一方で、世帯数は昭和 30（1955）年から増加し続け、核家族化の進行により、1 世帯あたり人員は減少傾向で推移しています。

また、高齢者のいる世帯が一般世帯に占める割合は増加傾向にあります。

特に、高齢者の単身世帯、夫婦のみ世帯の割合が増加しており、高齢者の単身世帯は一般世帯数全体の 1 割を超えています。

毎年民生委員・児童委員による高齢者実態調査を行っていますが、令和 2 年以降も調査の対象となる高齢者単身世帯、高齢者のみ世帯は増加しています。

【高齢者世帯の現況】

（単位：世帯）

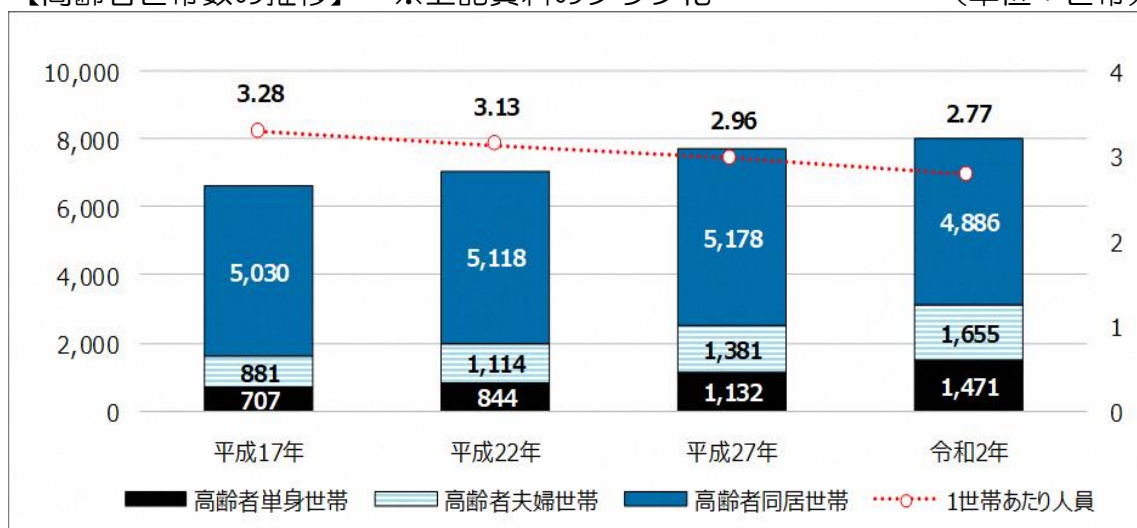
	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)
一般世帯数 (1 世帯あたり人員)	12,985 (3.28 人)	13,352 (3.13 人)	13,678 (2.96 人)	14,106 (2.77 人)
高齢者のいる世帯 (構成比)	6,618 (51.0%)	7,076 (53.0%)	7,691 (56.2%)	8,012 (56.8%)
高齢者単身世帯 (構成比)	707 (5.4%)	844 (6.3%)	1,132 (8.3%)	1,471 (10.4%)
高齢者夫婦世帯 (構成比)	881 (6.8%)	1,114 (8.3%)	1,381 (10.1%)	1,655 (11.7%)
高齢者同居世帯 (構成比)	5,030 (38.7%)	5,118 (38.3%)	5,178 (37.9%)	4,886 (34.6%)

資料：国勢調査

【高齢者世帯数の推移】

※上記資料のグラフ化

（単位：世帯）

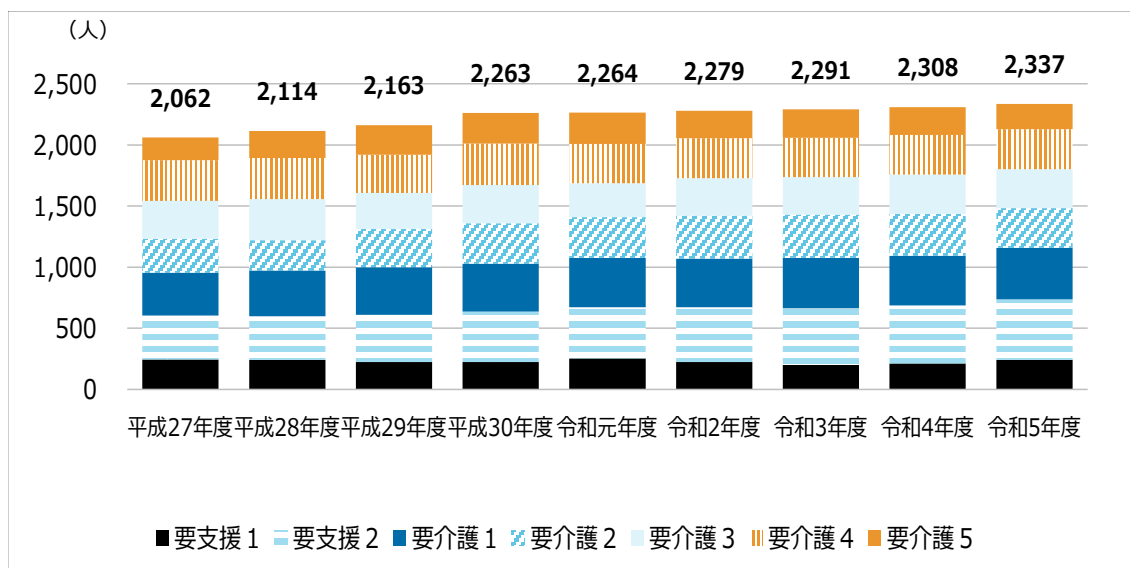


(3) 介護保険要支援・要介護者の状況

要支援・要介護認定者数は、緩やかな増加傾向にあります。要支援2の認定者数が増加傾向にあることは、制度が周知されたことにより、支援が必要になった早期の段階で介護認定が検討されていると考えられます。

また、本市の介護認定率は、すべての年齢階層で全国平均、新潟県平均を下回っています。

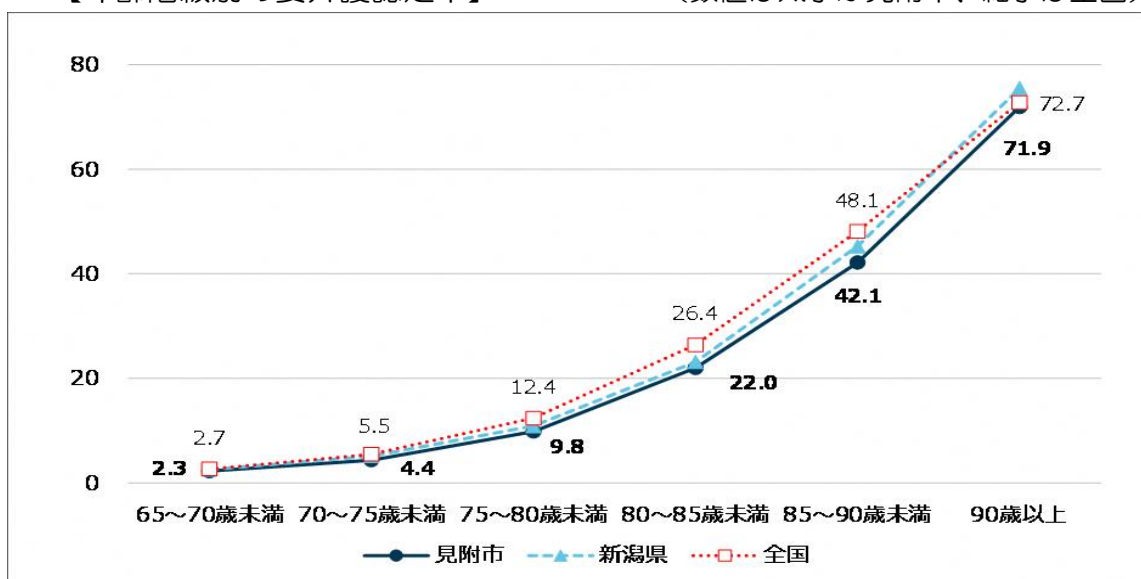
【要支援・要介護認定者数の推移】



資料：介護保険状況報告（各年度9月月報）

【年齢階級別の要介護認定率】

（数値は太字が見附市、細字は全国）

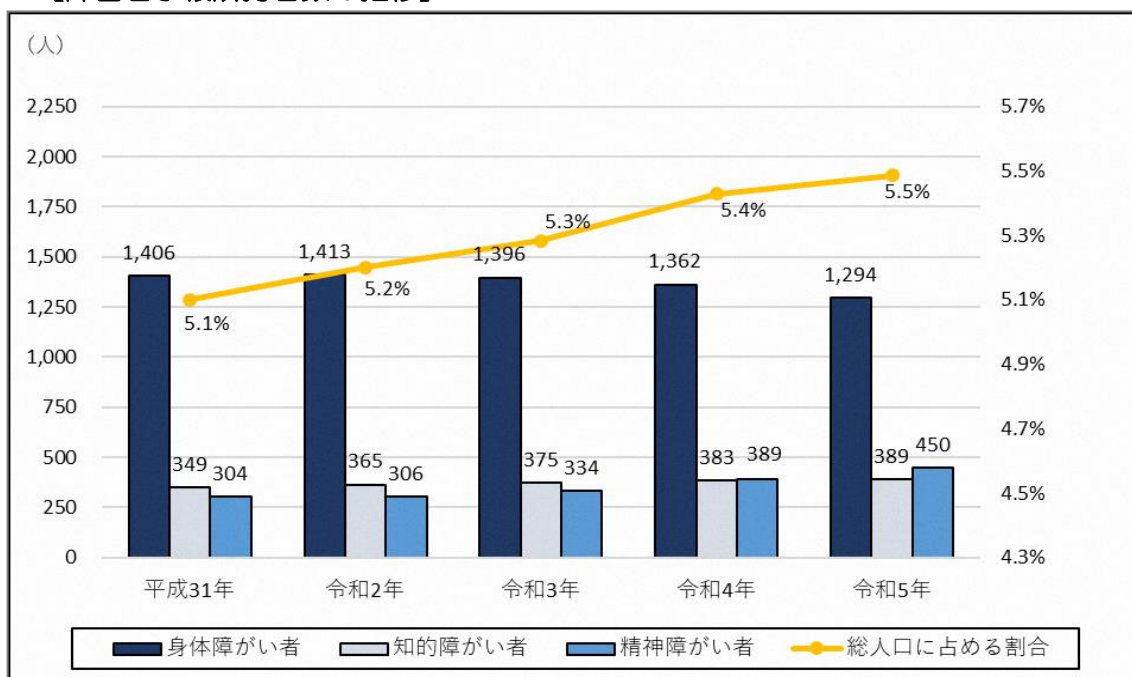


資料：令和3年度介護保険事業状況報告（年報）

(4) 障がい者の状況

総人口に占める障がい者手帳所持者数の割合は年々増加し、令和 5 年には 2,133 人で 5.5%となっています。障がい別では精神障害者福祉手帳所持者が増加傾向にあり、平成 31 年から令和 5 年にかけて 146 人増加し、450 人となっています。

【障害者手帳所持者数の推移】



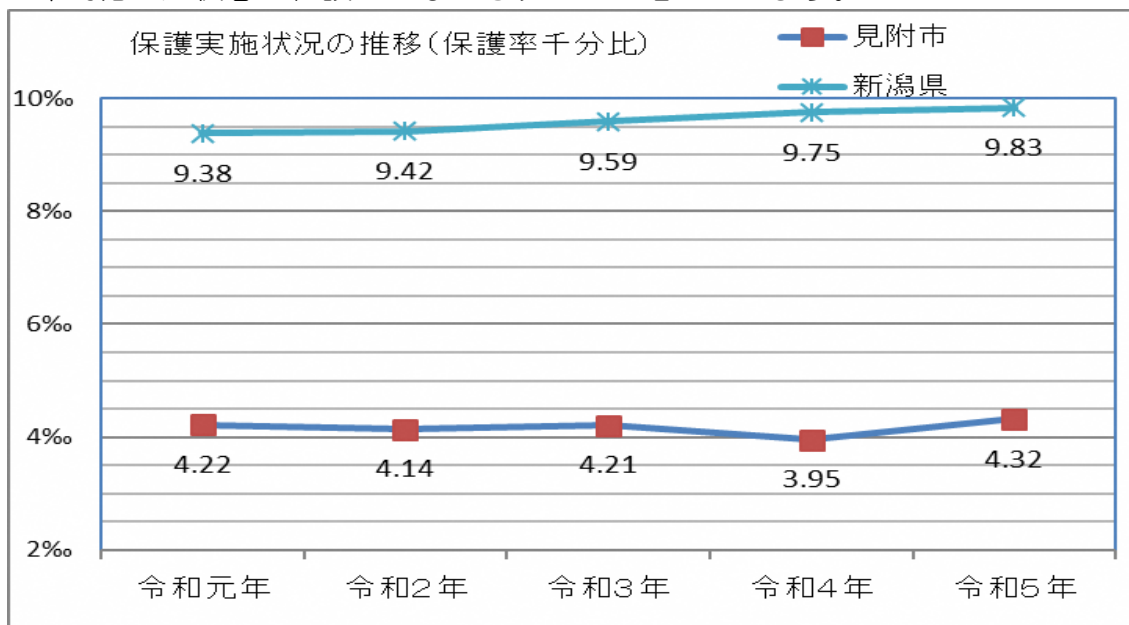
資料：見附市の保健と福祉：各年4月1日現在

※元号の表記について

各年4月1日現在とあるものは「平成31年」、それ以外のは「令和元年」と表記しています。

(5) 生活保護人員・世帯の推移

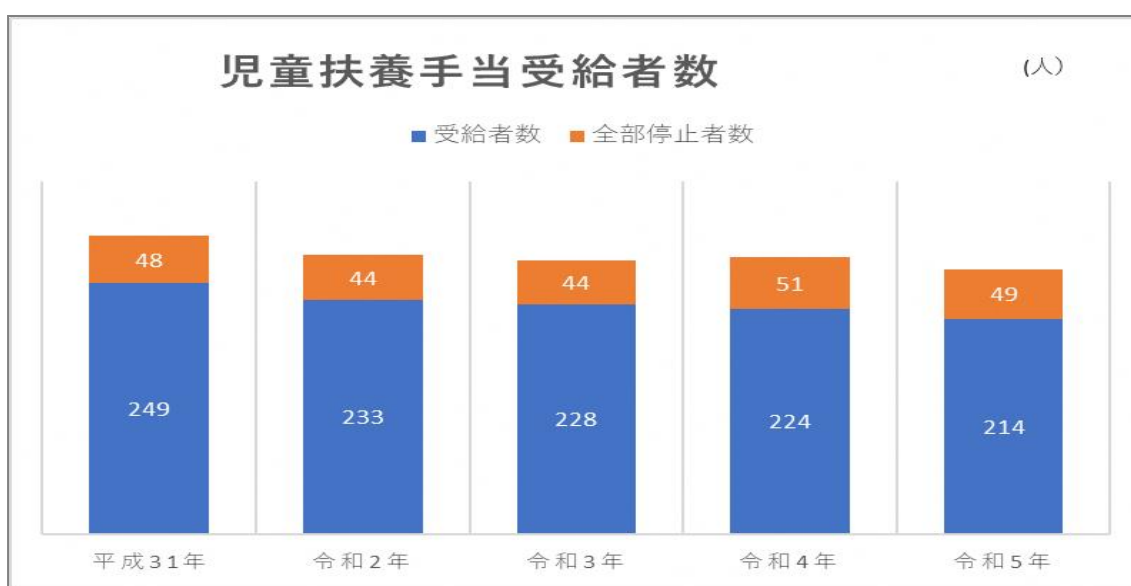
生活保護の保護率はコロナ禍においてもほぼ横ばいで推移していましたが、令和5年度になって増加しています。物価高騰が続く中で、これまでなんとかやりくりできていた世帯が生活できなくなったり、8050 世帯などの問題が深刻化した状態で相談につながるケースが増えています。



資料：見附市の保健と福祉：各年度3月報告値

(6) 児童扶養手当受給者の推移

ひとり親家庭への経済的支援としては遺族年金や児童扶養手当があります。平成31年以降、児童扶養手当受給者数は減少していますが、ひとり親家庭の多くが経済的な不安を抱えています。



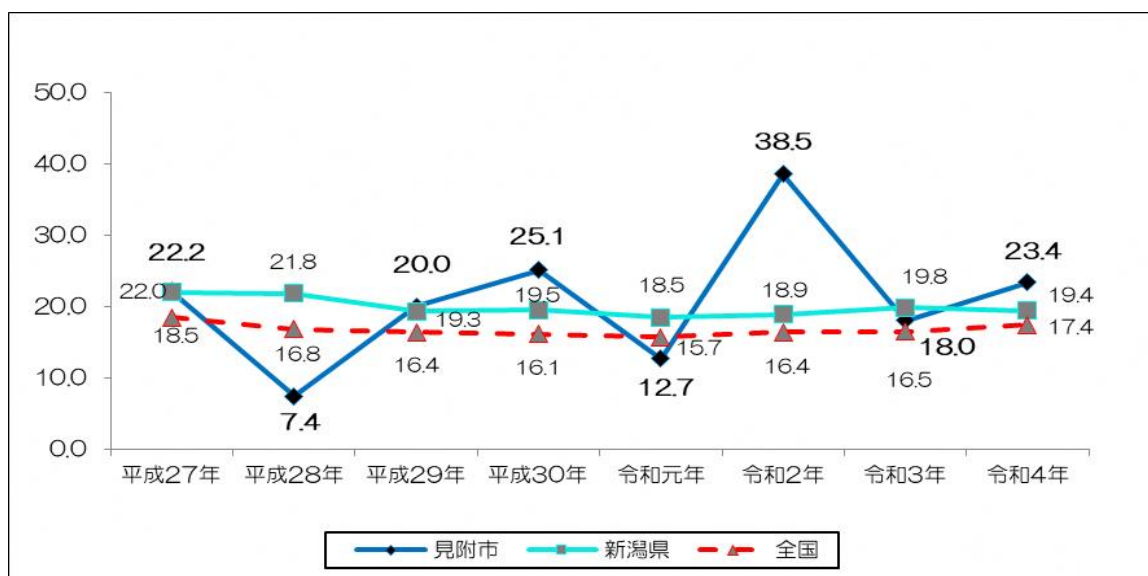
資料：こども課（各年4月1日現在）

（７）自殺者の推移

見附市の自殺死亡率は、年によってばらつきはあるものの、全国や新潟県に比べ高い傾向にあります。自殺者数を年代別・性別でみると、男性は50歳代が一番多く、次いで30歳代が多くなっています。女性は80歳以上が一番多く、次いで70歳代でした。

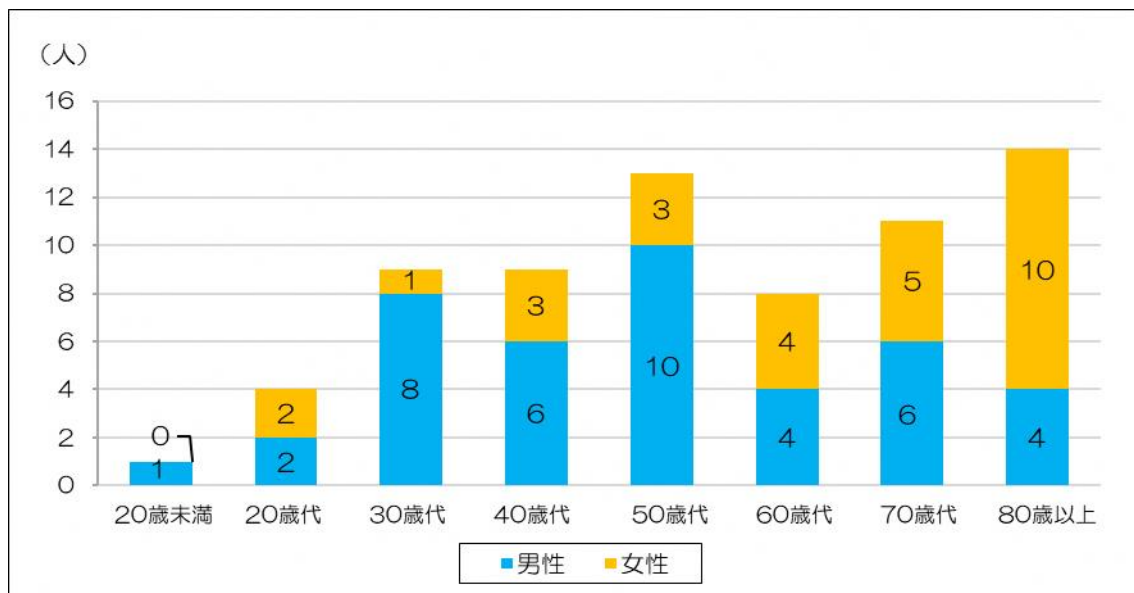
原因・動機別にみると、「不詳」を除き、把握できている中では「健康問題」が32.9%で一番高く、次いで「その他」6.3%、「家庭問題」・「経済・生活問題」5.1%となっています。

自殺死亡率の推移

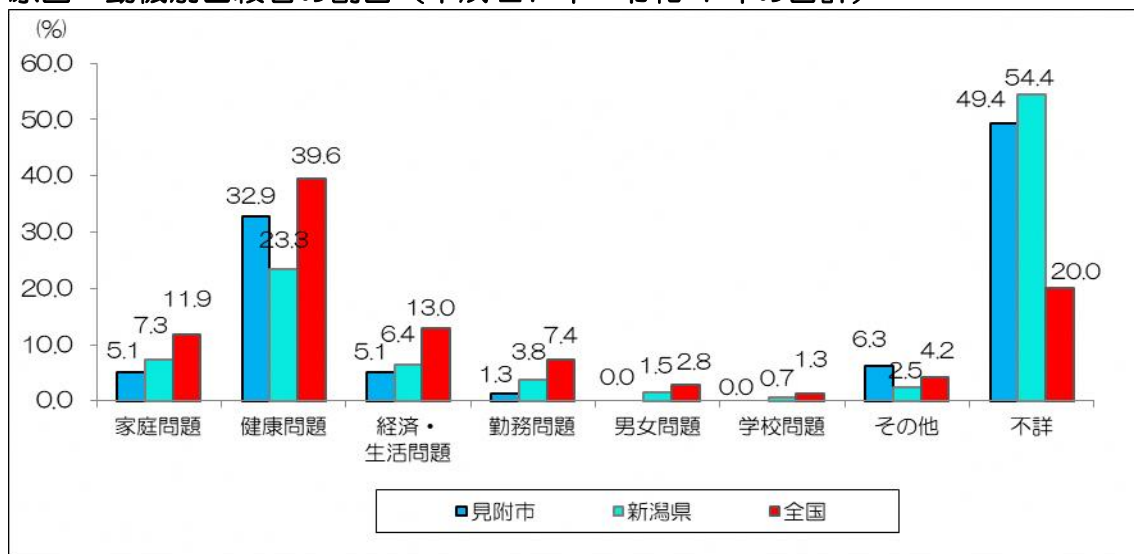


※自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数（「自殺者数÷人口×10万人」で算出）

年代別自殺者数（平成 27 年～令和 4 年の合計）



原因・動機別自殺者の割合（平成 27 年～令和 4 年の合計）



※遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上しているため、自殺者の計とは一致しません。

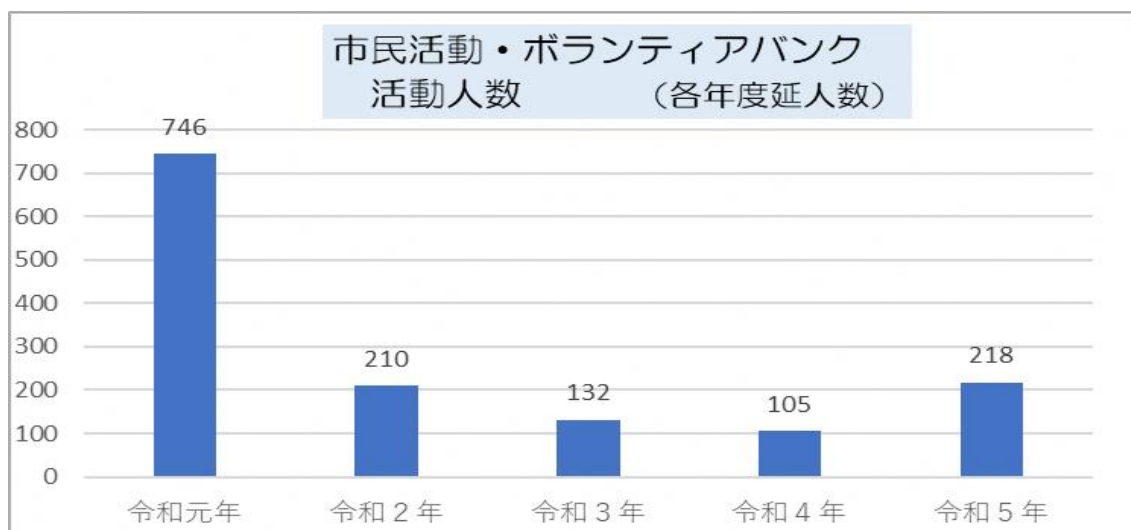
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

(8) ボランティア活動者数、NPO 法人数

さまざまな学習機会や体験活動などを通じて社会参加することは、仲間づくりによる孤立感の解消のほか、社会での役割意識と生きがい、ひいては「健幸」の保持に寄与します。※

市内の市民活動やボランティア活動は、コロナ禍の影響で一時的に自粛や活動休止となったものも多くありましたが、現在は活動が概ね再開されてきています。

令和6年3月31日時点の市民活動・ボランティアバンク登録者数は、大人と青少年を合わせて631人です。また、同日時点の見附市市民活動・ボランティア連絡協議会「みつけボラーレ」加盟団体数は94団体、さらに、同日時点の市内のNPO法人数は10法人となっています。



資料：まちづくり課

※健幸＝ウエルネス：健幸とは、心身の健康に加えて、生きがいや充実感を感じられる状態のことを言います。見附市は「スマート ウエルネス みつけ」を市の重点施策として位置付け、人と人がつながり、「健幸」を実感できるまちづくりをめざしています。

2. アンケート調査や懇談会からみる見附市の現状

●まちづくり市民アンケートの結果

(1) アンケート調査

市民のみなさんの声をまちづくりに活かすために、当市では2年に1回市民アンケートを実施しています。令和6年9月に実施したまちづくり市民アンケートは18歳以上の無作為1,000人を対象に実施し、450人から回答がありました。

(2) アンケート調査結果

年々、見附市は住みよいという回答が多くなっています。

項目別で満足度が高い順に「ごみや下水道などの衛生環境」85.3%、「消防や緊急時の体制」84.4%、「道路や橋などの充実」80.2%となっています。

一方、満足度の低いものは「道路除雪や消雪パイプの充実」57.8%「観光・レクリエーション施設の充実」44.0%「働き場所の豊富さ」43.6%となっています。

また、「高齢者のための保健・福祉サービスの充実」は72.7%の方が満足やや満足と回答していますが、「医療・福祉施設の整備状況や体制」については63.1%となっています。

令和6年度まちづくり市民アンケート結果(概要版) より抜粋

概要

期間：令和6年9月9日～9月30日、送付1,000人、回収率45.0%(うち電子回答10.9%)

① 全般

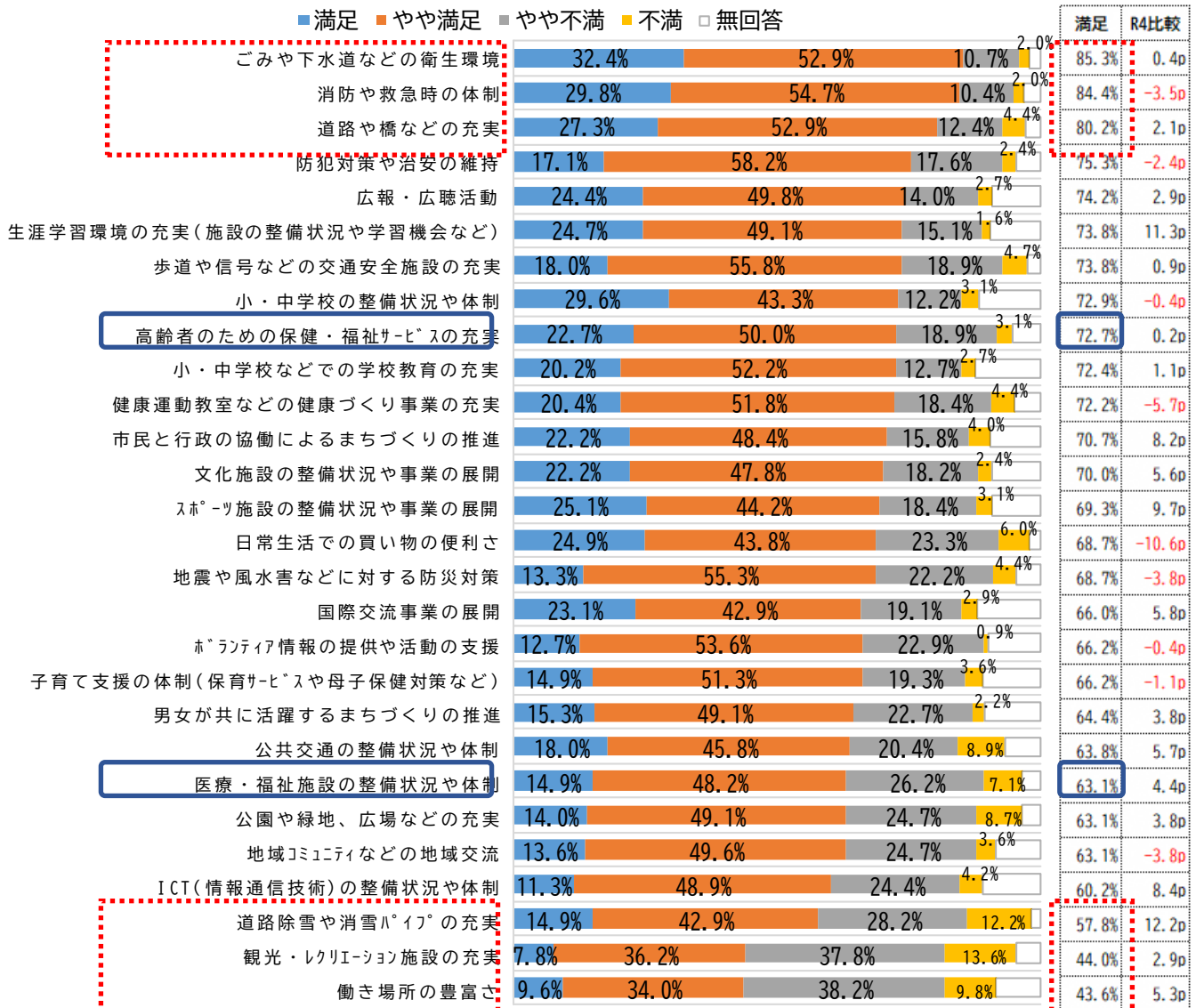
【見附市は住み良いまちですか】

	住み良い・ どちらかといえば住み良い	住みにくい・ どちらかといえば住みにくい
H28	87.7%	10.0%
H30	87.7%	11.6%
R2	90.3%	7.8%
R4	91.2%	7.6%
R6	91.8%	6.9%

【見附市は10年前と比べて魅力あるまちになってきたと思いますか】

	大きく魅力が増してきた ・多少魅力が増してきた	かなり魅力がなくなってきた ・多少魅力がなくなってきた
H28	73.1%	21.2%
H30	72.1%	25.8%
R2	71.8%	24.2%
R4	71.9%	25.1%
R6	73.6%	23.6%

【まちづくりに関する28項目についての満足度】

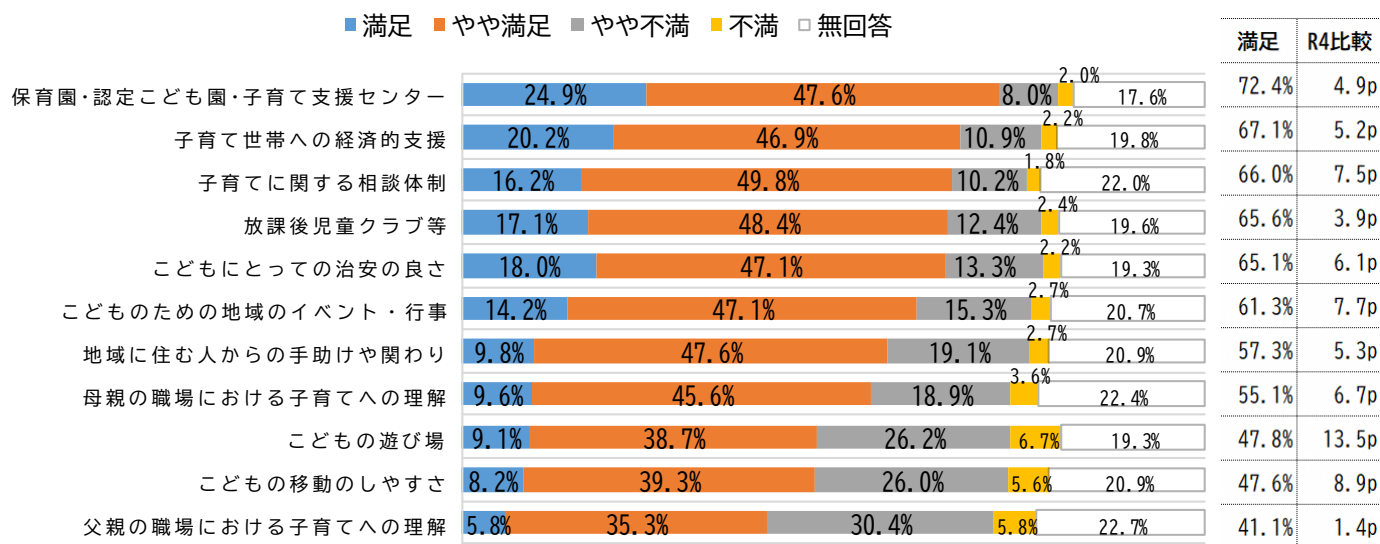


② 子育て

【見附市は子育てしやすいまちだと思いますか】

	子育てしやすい ・どちらかというとき子育てしやすい	子育てしにくい ・どちらかというとき子育てしにくい
R4	72.9%	10.4%
R6	76.9%	8.9%

【子育て環境 11 項目についての満足度】



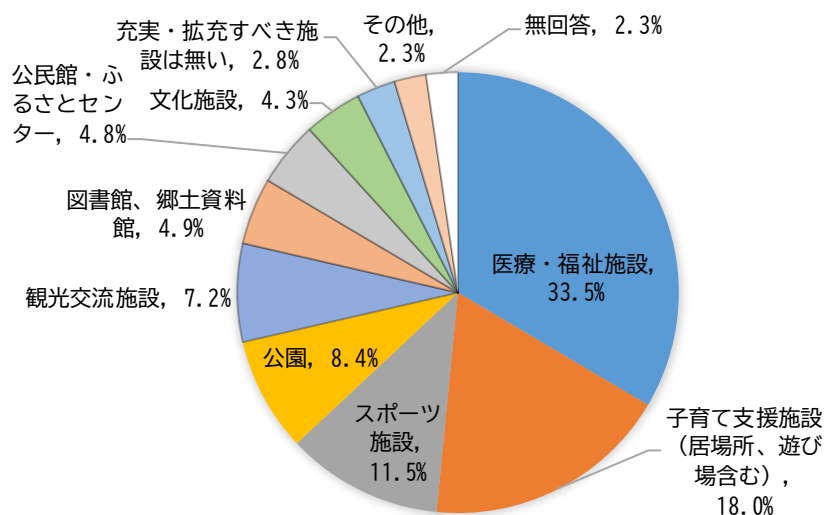
③ 公共施設

【施設の今後のあり方】

- A. 施設数や規模を縮小
- B. 施設数や規模を維持
- C. 縮小する一方でニーズに合わせて拡充したり、必要に応じて新たな施設を整備
- D. 維持したままニーズに合わせて拡充したり、必要に応じて新たな施設を整備
- 無回答



【今後、充実・拡充すべき施設】



●こころの健康に関するアンケート調査の結果

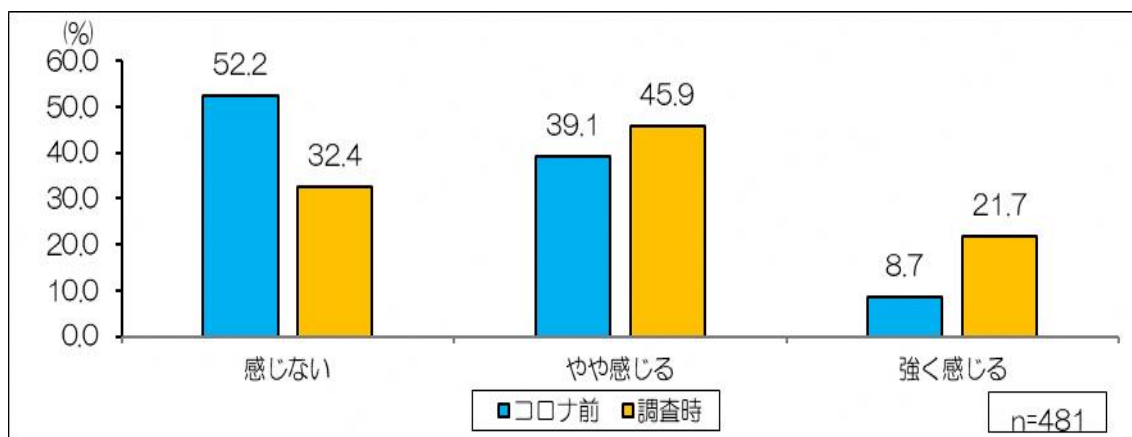
(1) アンケート調査

令和2年に見附市の自殺者数が大幅に増加し、特に相談・支援機関につながっていない若年層の自殺者の割合が増加したことを受け、新型コロナウイルス感染症のこころの健康への影響や、相談することに対する意識などを把握し、市の自殺対策に反映することを目的に、上記の「まちづくり市民アンケート」の中に、心の健康に関する質問を設けて聞いています。

(2) アンケート調査結果

**問 日常生活の中で、『不安や気持ちの落ち込み』を感じることはありますか。
新型コロナウイルスの流行前と現在のそれぞれについておたずねします。**

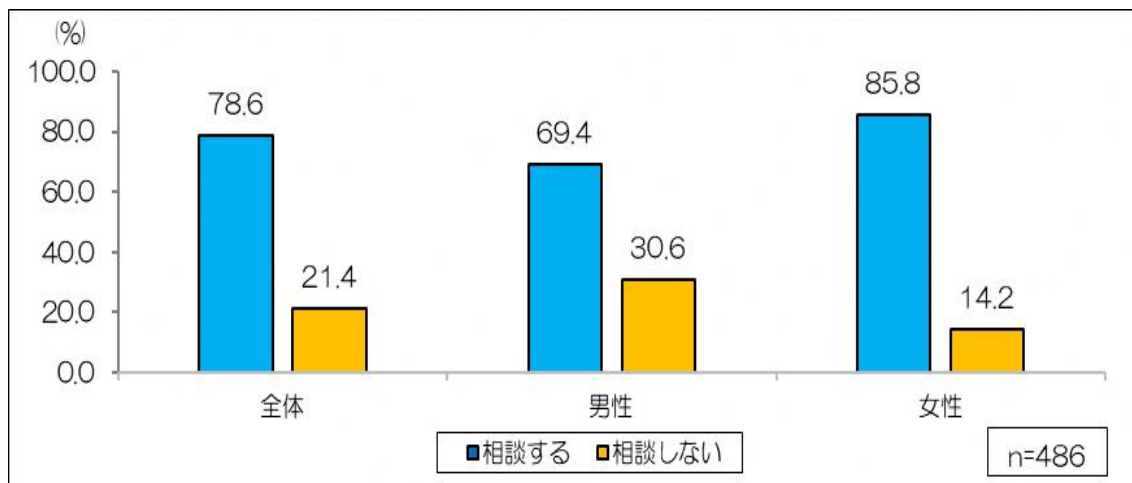
アンケート調査時点で、日常生活の中で不安や気持ちの落ち込みを感じている人の割合は、コロナ前と比較して「やや感じる」が6.8ポイント、「強く感じる」が13.0ポイント増加していて、新型コロナウイルスの影響による心の健康の悪化が推測されます。



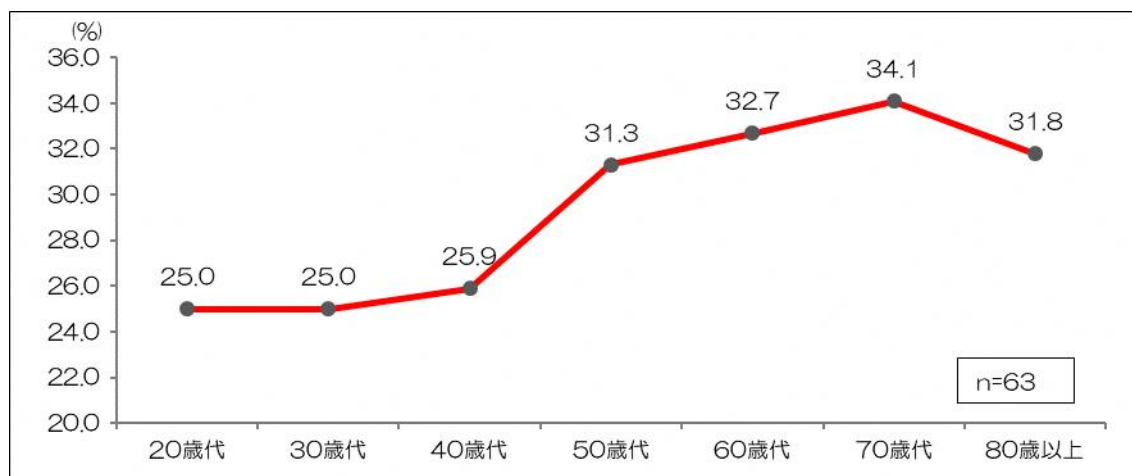
(※グラフ中のnは回答者数)

問 もし日常生活で不安や悩みを感じたとき、誰かに相談しますか。

日常生活で不安や悩みを感じたときに、全体の約 8 割が誰かに相談すると回答していますが、男性は 69.4%となっており、女性の 85.8%と比較して低くなっています。

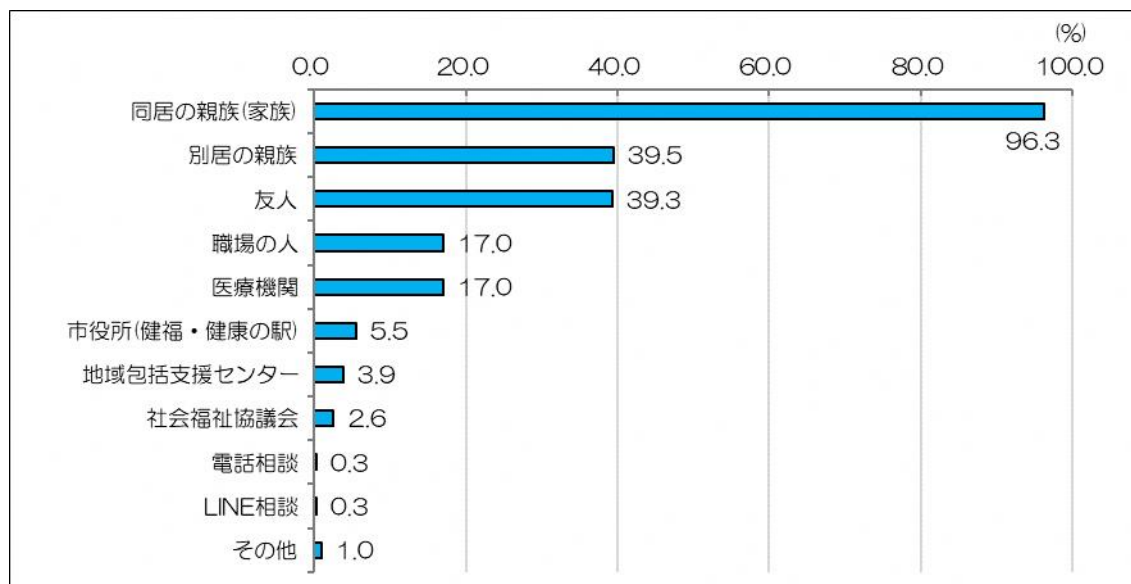


相談しないと回答した人の中でも男性の年齢別状況を見ると、年齢があがるにつれて相談しない人の割合が増加しており、特に 50 歳代以上で相談しないと回答した人の割合が高くなっています。

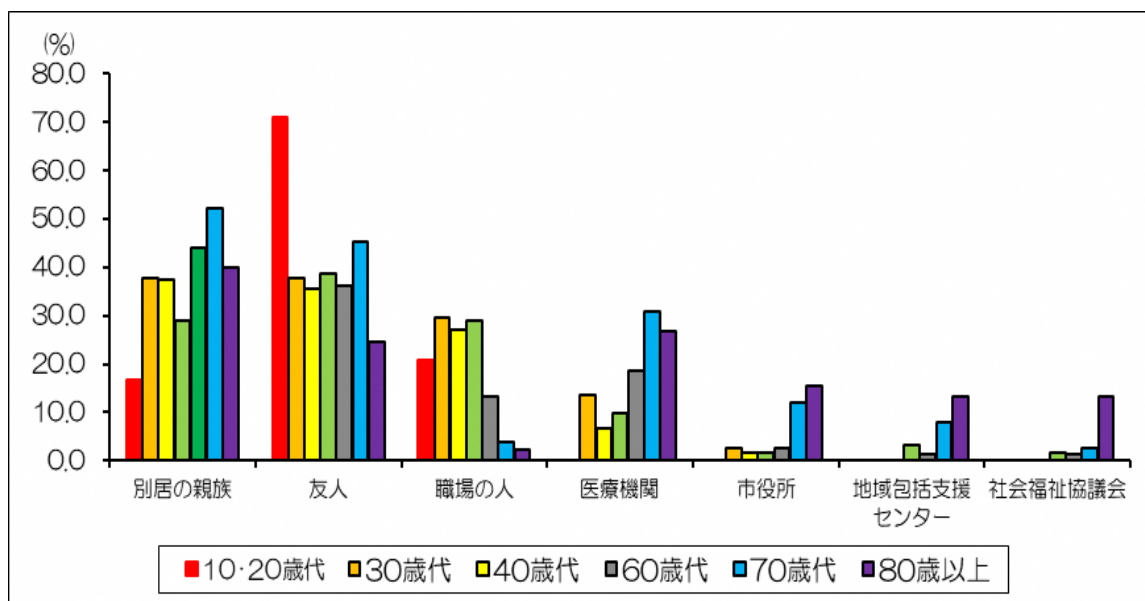


問 相談する方におたずねします。誰に相談しますか。《複数回答》

誰に相談するかに関しては、「同居する親族（家族）」の96.3%が最も高く、次いで「別居の親族」が39.5%、「友人」が39.3%となっています。一方で、「市役所（健康福祉課・健康の駅）」、「地域包括支援センター」、「社会福祉協議会」などの相談機関の割合は低くなっています。

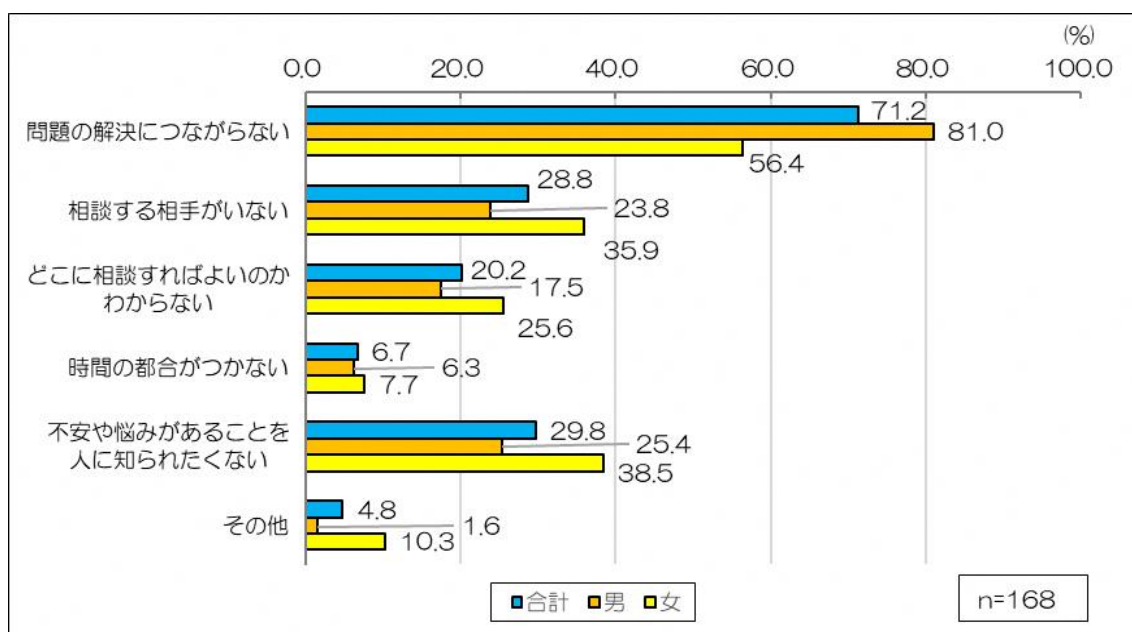


同居の親族（家族）以外の相談先を年齢別にみると、10・20 歳代では友人に相談する割合が高くなっています。また、10・20 歳代から 50 歳代では職場の人へ相談する割合が高く、60 歳代以上は医療機関に相談する割合が比較的高くなっています。市役所、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの相談機関の割合は、70 歳代以上の高齢者になるほど増加しています。



問 相談しない方におたずねします。相談しない理由は何ですか。《複数回答》

相談しない理由に関しては、「問題の解決につながらない」が全体の71.2%と最も高く、次いで「相談する相手がいない」が28.8%になっています。特に男性が81.0%と高い割合になっています。女性は、「相談する相手がいない」、「相談先がわからない」、「不安や悩みがあることを人に知られたくない」も比較的高い割合になっています。



● 健幸アンケートの結果と推移

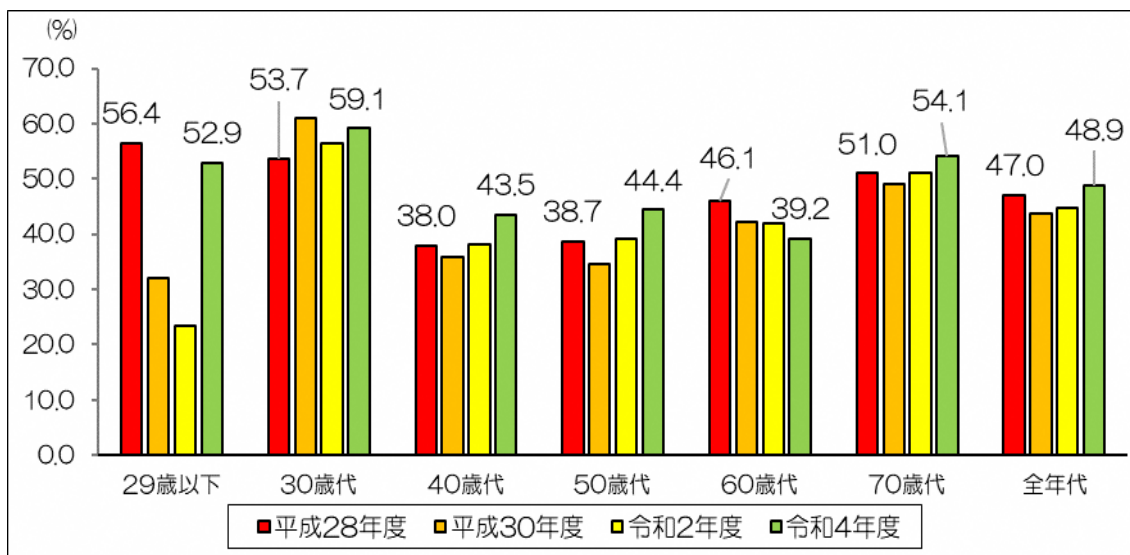
(1) アンケート調査

平成 26 年度から 10 年間を計画期間とした「見附市健幸づくり推進計画」を策定し、市の取り組みがどのような成果をあげているかを把握するために、2 年に一度、18 歳以上の市民 1,000 人を対象にアンケートを実施しています。本計画の内容に反映するために、平成 28 年度から令和 4 年度までのアンケート調査の中で、こころの健康や自殺に関する項目を抽出・分析しました。

(2) アンケート結果

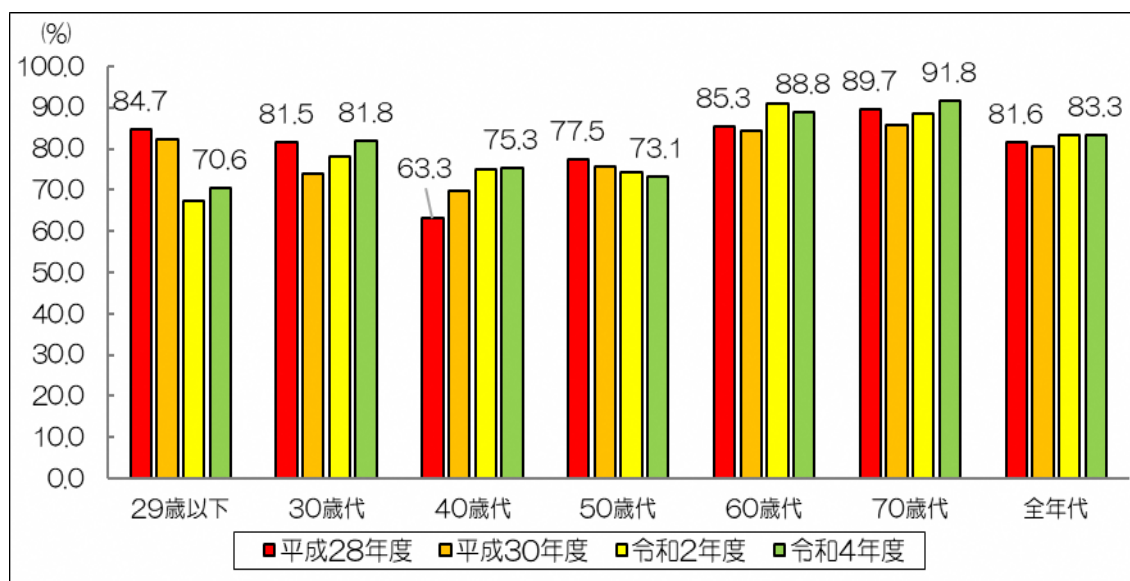
生きがいを持っているか（平成 28 年度～令和 4 年度）

生きがいを持って生活している人は、平成 30 年度に減少しましたが、その後少しずつ増加し、全年代で 48.9%となっています。年代別にみると、30 歳代～50 歳代、70 歳代は全年代と同様の傾向で推移していますが、29 歳以下は令和 2 年に生きがいを持っている人が大きく減少しています。原因として、新型コロナウイルスの影響が推測されます。また、60 歳代は減少傾向となっています。



日頃ストレスや不安を感じているかどうか（平成 28 年度～令和 4 年度）

「ストレスや不安を感じていない」、「ストレスや不安を感じても、すぐ元気になる」、「ストレスや不安を感じていても、いつの間にか元気になる」と回答した人は、平成 28 年度から令和 4 年度で、81.6%から 83.3%に増加しました。年齢別でみると、平成 30 年度に多くの世代で割合が減少しましたが、その後徐々に日頃ストレスを感じていない人の割合が増えています。しかし、29 歳以下と 50 歳代は減少しています。



●ふれあい懇談会（※）で出されていた意見・提案（令和5年度・令和6年度）

※市長が各地区や学校等に出向いて行う懇談会で、令和5年度は10回、延べ182人が参加しています。

・高齢者や子どもが住みやすい地域づくり

- ・ 地域の小学生が長距離を歩いて通学する必要がある一方で、通学路に歩道が狭い部分や車道を歩かないといけない部分がある。
- ・ 現在の交通状況から1か所、カーブミラーを設置してほしい。
- ・ 防犯カメラを通学路となっている農道にも設置してほしい。
- ・ 子どもを外で遊ばせることがより重要ではないか。
- ・ 公園や子育て支援センターの遊具を充実させてほしい。

・こども・障がい福祉・高齢者福祉について

- ・ 放課後等デイサービスが充実しているので助かっている。フルタイムで働くことができ、家計を支えることができている。このようにこどもを見てくれる場所が多くあるとありがたい。
- ・ 障がいを持つこどもの親は送迎に追われ、就業も簡単ではないと思う。
- ・ 医療的ケア児を抱えており、呼び出しも多いため仕事に就くのが難しい。
- ・ 災害時に医療的ケア児を受け入れられる体制を望む。
- ・ 市内にショートステイなどこどもを預けられる環境があれば、保護者の心身の負担も軽減される。
- ・ 使えるサービスがあることが意外と知られていない。相談に行くと「申請していただければ」と言われることも多いが、そもそも何を申請してよいかわからない。わかりやすい説明があるとありがたい。
- ・ 見た目ではわかりづらい「グレーゾーン」のこどもに対する社会からの寛大なまなざしや市民全体での理解の醸成を望む。
- ・ こどもの居場所だけでなく、高齢者の居場所がない。老人クラブ活動になじまない後期高齢者の交流拠点についても考えてもらいたい。
- ・ 高齢者施設が充足しているのに対して、障がい者施設が不足していると聞く。
- ・ 独居で身寄りがない人に対する終活の支援窓口を作してほしい。

・まちづくり

- ・ 地域でイベントを催した際、一人暮らしのお年寄りから多世代が自然と交流できる場はありがたいとの声があり、「おまつり」の社会的意義を実感した。地域コミュニティでもさまざまな催しを開催しているが、ふるさとセンターに限らず各町内や他地域のコミュニティと協働していくとよいと感じた。
- ・ 市民は市に要望があっても、どこに伝えればよいのかわからないという

ことがあると思う。地域コミュニティが相談先となり集約して届けてもらう仕組みを構築してはどうか。

- 健幸スマイルスタジオのように同じメンバーで定期的集まる場が大切だと思う。
- 市民と行政の間であったり、世代が離れている者同士であっても、上下関係にとらわれず耳を傾けることが必要だと思う。また、そういったコミュニケーションの場を持つことが大切。
- 学校と地域との連携のさらなる促進に向けて、ボランティアバンクや防災スクールなど、それぞれ別個で行われている市や地域と学校で連携した取り組みについて整理してもらえるとよい。企業から子どもたちのために協力してもらえること、あるいは学校や子どもたちにこういった活動を求めている、ということが可視化されるとありがたい。市の施策と学校の取り組みをうまく融合していけるとよいと思う。
- 市で制度設計をしっかりと行っている、届かないと意味がない。せっかくよい制度があるのだからもっと市民に届くように周知してほしい。「申請さえしていただければご利用できます」といったことがよくあるが、市民はその情報にアクセスできないケースがある。
- 地区ごとの防災組織を作ったはいいが、その先の展望が見えない。

3. 地域福祉における現状と課題

前述の本市の現状等を踏まえ、地域福祉を推進していくための課題をまとめると以下のとおりとなります

(1) 支援を必要とする人の増加、孤立していく世帯の増加

介護が必要な人、障がいのある人など、地域で支援を必要とする世帯は今後増加が見込まれます。病名や診断はつかないが生きづらさを抱えている人たちも見守りや支援の対象としていくことが必要です。

また、単身世帯の増加も見込まれますが、家族関係や近隣関係の希薄化などから孤立して、相談相手がなく、課題を抱えたり課題が重度化する世帯が増えてくる懸念されます。

(2) 地域力の低下の懸念と担い手の確保

生活様式の多様化や個性、多様な生き方が尊重される中で、地域やコミュニティとのつながりを強く望まない人たちもあり、地域のつながりの希薄化やいざという時の地域力の低下が懸念されます。

少子高齢化により人口減少が進む中で、地域福祉推進の担い手をどう確保していくかは大きな課題です。地域課題を自分ごととして捉え、互いに助け合える土壌づくり、様々な立場や年代の人たちが地域や福祉に関わるきっかけをつなげていくことが必要です。

また、地域で支援が必要となる人を把握し、必要な支援につなげていくためにも、自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなどによる地域での住民主体の見守り活動の充実を図る必要があります。関係機関と地域住民が連携することで、地域の課題を共有し共に解決を図っていく機運をつくるのが大切です。

あらゆる角度から、一人ひとりの意識づくりと社会参加の促進、住民主体のまちづくりの方法を検討していきます。

(3) 支援が必要な人を支える体制整備

これまでも関係機関が連携して支援を行ってきましたが、分野別の制度や相談体系の中では、ライフステージが変わると相談先が変わり、相談者の状況がうまく継続されないことなどがありました。

また、ひきこもりやごみ問題など、生活上の困難に関する相談の増加などが

あり、これまで以上に多様化、複雑化・複合化した相談に対し、断らない包括的な相談支援体制を築くとともに、重層的な支援体制により、寄り添った支援を継続していくこと、つながり続ける仕組みが求められます。

地域の誰かや、地域のどこかにたどり着けば必要とする支援につながることでできるセーフティネットの仕組みづくりを検討していきます。

（４）安全で安心に暮らせる地域づくり

近年多発する自然災害などに対応できる支援体制があると、いざという時の安心感が生まれます。いざという時こそ助け合える地域のために、緊急時の支援体制の確立と、情報発信のあり方などを検討していく必要があります。

また、年齢や障がいの有無などにかかわらず、すべての市民がどのライフステージであっても社会参加しやすく、必要な情報・サービス等を利用しやすくなるように、引き続き、ハード面とソフト面の両面からバリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを進める必要があります。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念

誰もが「自分らしく生きたい」「幸せでありたい」「人の役にたつ仕事につきたい」など、様々な願いを持っていると思います。

どのような環境や状況下においても、そう望み、その実現のための努力ができるような地域づくりを、地域全体で進めていきます。

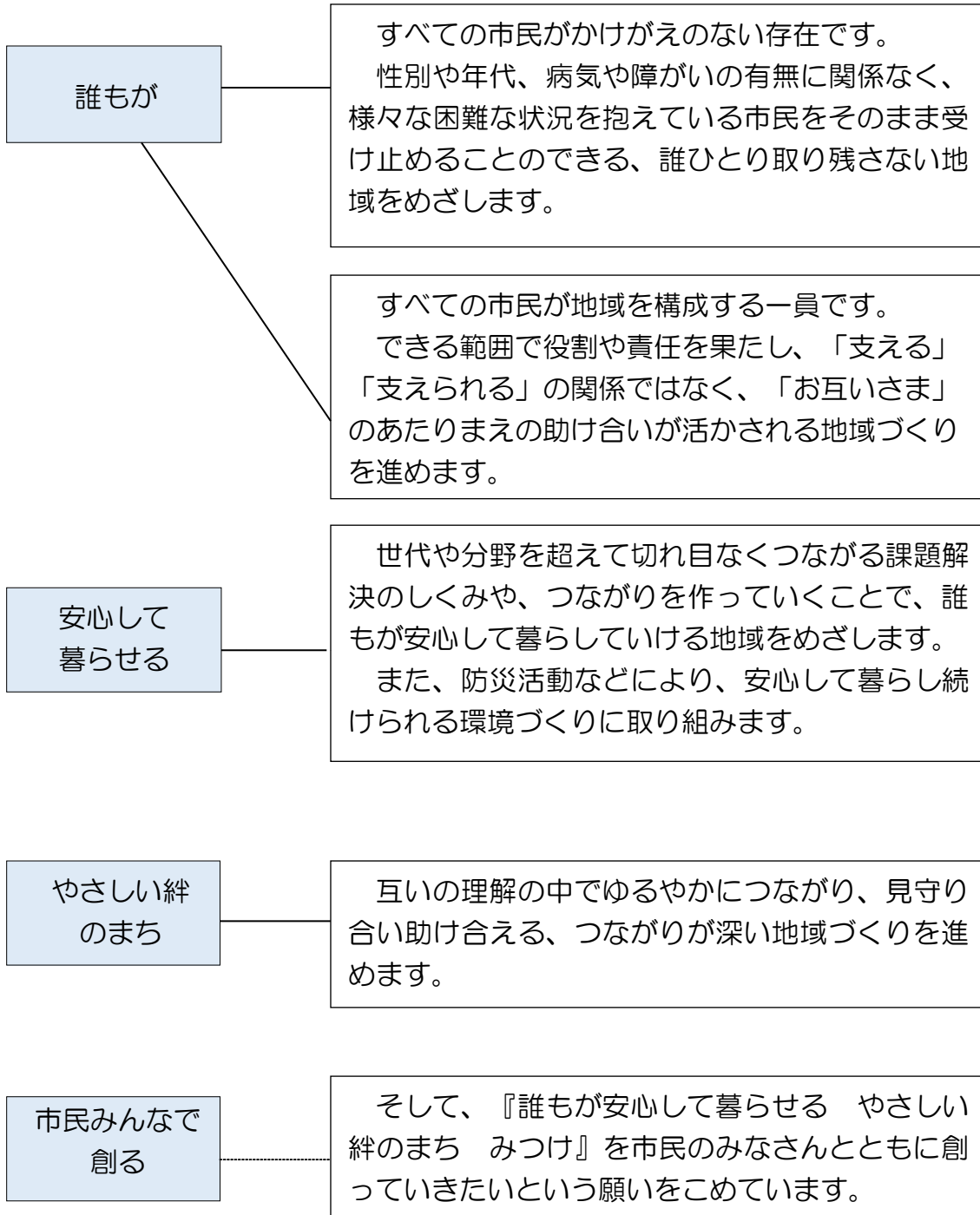
人と人、人と地域をつなぐ仕組みづくりを進め、いつまでも安心安全に、支え合って暮らし続けることのできる、つながりのあるまちづくりをめざすために、本市の基本理念を次のとおり定めます。

【基本理念】

市民みんなで創る

誰もが安心して暮らせる やさしい絆のまち みつけ

基本理念にこめられた思いは以下のとおりです。



2. 計画の基本目標

基本目標として「地域を支える担い手づくり」「支援が必要な人が適切な支援を受けられる支援体制づくり」「いつまでも安心安全に暮らせる地域づくり」の3つを定め、その達成に向けた施策を推進することにより、基本理念である「市民みんなで創る 誰もが安心して暮らせる やさしい絆のまち みつけ」の実現をめざします。

また、3つの基本目標の達成に向けて取り組むことで、重層的支援体制の構築を図ります。

基本目標1 人づくり/地域を支える担い手づくりに取り組みます

地域にやさしい絆を紡ぐために、多くの市民が地域や住民に関心を持ち、知ることや正しく理解することを目指して、広く市民に対して啓発活動を行います。また、福祉に関心を持った人が活動できる場の支援や開拓を進めます。

最も大切な資源である地域の人づくりを地域共生社会を支える要として推進します。地域課題を分析し、必要な人材育成に取り組みます。

基本目標2 しゅくみづくり/

支援が必要な人が適切な支援を受けられる支援体制を強化します

地域に存在する多様化・複雑化する地域課題を解決するためには、相談体制の充実や連携が必要です。あらゆる人の生活を支えるための連携や権利擁護、重層的な支援体制の整備を進めます。

同時に、多様な主体による地域活動や地域での助け合いを支援していくことで、地域共生社会を支えるしゅくみを整備します。

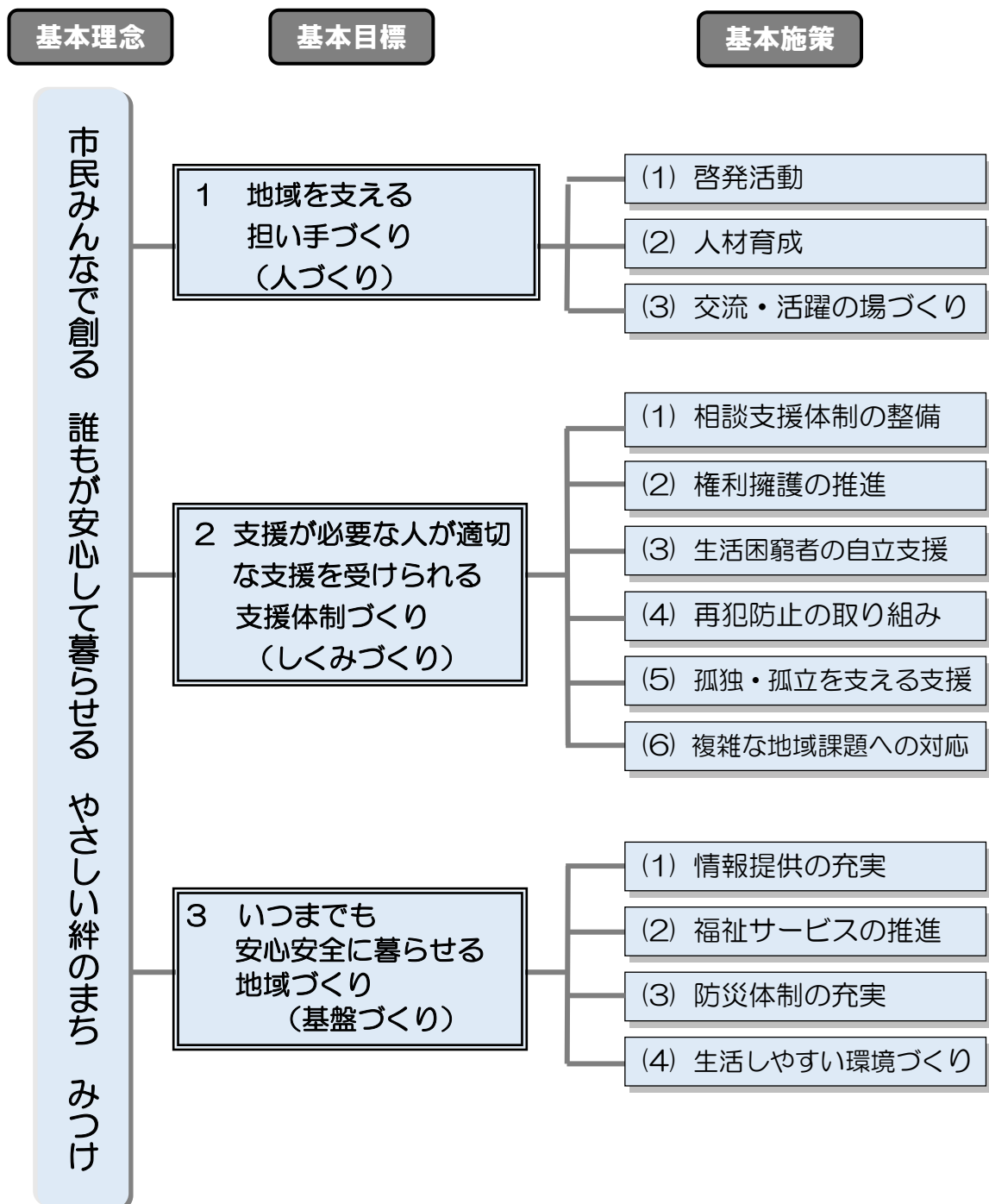
基本目標3 基盤づくり/いつまでも安心安全に暮らせる地域をつくります

福祉サービスを必要とする時、自分で選択して、自分の暮らしを築く、守っていくための基盤づくりを推進します。

サービスが必要な人だけでなく、広く市民への啓発を意識した情報発信により、地域での様々な助け合いにつなげます。福祉サービスが必要な人が選択できるサービス内容の充実や開拓、いざという時に市民を支えるしゅくみなどを整備します。

バリアフリーやユニバーサルデザインは地域共生社会のベースとなる考え方であり、ハード面とソフト面の両方から必要な環境を整備します。

施策の体系図



第4章 施策の展開

基本目標 1 地域を支える担い手づくりに取り組みます

施策 1 地域福祉への理解を促す啓発活動の実施

《課題・取組の方向性》

幅広い世代の住民が、地域や福祉に興味を持ち、参画していくための意識の醸成が必要であり、福祉の裾野を広げるためにあらゆる機会を捉えて啓発を行っています。

地域福祉の担い手は全市民であることから、市民一人ひとりが地域福祉に対する理解と関心を深め、主体的に考え行動するきっかけとなるよう、課題解決のための知識を習得できる研修や学習の機会を充実させます。

■市の取組

1. 幼少期からの体験や意識づけが大切であることから、保育園や学校、地域における福祉教育・福祉体験の充実のために、市・地域・学校や関係者で情報共有や協働を推進します。
2. 子育てや介護、消費者問題など、多様な学びの機会や手法による福祉学習の機会の充実に努めます。
3. 生きがい、人権、男女共同参画、障がいのある人の文化芸術活動などの幅広い分野から、福祉につながる意識啓発を実施します。

【主な担当課】

こども課、学校教育課、まちづくり課、市民税務課、健康福祉課

■個人・地域・団体に期待される役割や取組

1. 身近なことに関心を持ち、周りの人と話し合しましょう。
2. 団体などのそれぞれの活動を通して、福祉への関心を地域に広げましょう。
3. 家庭、学校、地域、職場では福祉教育や地域福祉の考え方を積極的に取り入れ、互いに支え合える関係づくりに努めましょう。

施策2 地域で活躍する人材育成

《課題・取組の方向性》

地域における生活課題が多様化・複雑化する中で、困りごとを抱えた世帯が地域で安心して生活していくためには、公的福祉サービスの提供だけでは十分でなく、地域で暮らす個人や団体、企業など、多様な主体による支援が重要な役割を果たします。

地域で活躍する人材の育成により、住民の参加と協力による支え合い・助け合いの活動を推進します。

■市の取組

1. ファミリー・サポート・センター、認知症サポーター、ゲートキーパー、保健推進委員、消防団など、地域で活躍する人材の育成に努めます。
2. 民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPOなどの地域活動を支えている団体に活動支援を行い、担い手のスキルアップやモチベーションアップ、活動の質の向上による負担感の軽減などで、活動する人が増え、活動が広がるように支援します。

【主な担当課】こども課、健康福祉課、まちづくり課

■個人・地域・団体に期待される役割や取組

1. 自分の経験や技術などで地域に活かせるものはないかを考え、活かせるものは地域活動に提供するなど、地域活動に参加して仲間を増やしましょう。
2. 活動が一部の人の負担にならないように、多様な主体を巻き込みながら活動を進めましょう。
3. 地域活動の楽しさ、やりがいを発信しましょう。
4. 福祉事業所は地域の人材育成のために、ボランティアの受け入れなどを進めましょう。

施策3 交流・活動の場づくり

《課題・取組の方向性》

誰もが住み慣れた地域で楽しく暮らし続けることができるように、住民同士が交流できる機会や場所をつくり、多くの市民や団体を巻き込みながら活動することで、つながりが強まる地域をめざします。現在ある地域活動への助成や支援を行い、地域福祉に関心を持った市民（施策1）、人材育成による市民（施策2）が参加して活動できる場所や、更に多様な活動方法がないかなどの検討を進めます。

■市の取組

1. 子育て支援センター、地域活動支援センター、老人クラブ、悠々ライフなど地域交流や活動の場をつくります。
2. 地域コミュニティ、ふれあいサロン、ファミリー・サポート・センター、こども食堂など、地域住民による支え合いを推進します。
3. 地域のニーズに沿った助け合いや地域活動が広がるように、情報を提供します。社会福祉法人や企業とも積極的に情報共有し、活動の場づくりについて相談し、協力を要請します。
4. 生涯学習、スポーツ教室、ユニバーサルスポーツなどの場づくりを推進します。
5. イングリッシュガーデン、市民の森などの人々が憩える公園を、市民との協働で運営します。

【主な担当課：こども課、まちづくり課、健康福祉課、建設課】

■個人・地域・団体に期待される役割や取組

1. 参加する側としてまたは支える側として、交流・活動の場に参加してみましょう。
2. 地域や団体は、気軽に参加できる行事やサロンなどの交流機会の場の確保や充実を図るとともに、積極的に情報発信しましょう
3. 地域のニーズに沿った地域活動を行いましょう。
4. 社会福祉法人はその専門性を活かし、公益的な取組として地域貢献活動を広めましょう。

基本目標２ 支援が必要な人が適切な支援を受けられる支援体制を強化します

施策１ 相談体制の充実

《課題・取組の方向性》

身近な地域においていつでも気軽に困りごとを相談でき、必要な支援につなげることでできる体制を構築します。相談機関が互いの活動内容や役割を理解し、積極的に柔軟に対応することで、問題の早期解決を図ります。

また、ライフステージ毎に相談先が変わる場合は、「つなげる」「つながる」を意識して、切れ目のない支援を継続します。

■市の取組

1. 包括的な総合相談支援の構築を図ります
2. 多機関・多職種連携による相談支援を進めます。

【主な担当課：健康福祉課、こども課、ほか全課】

■個人・地域・団体に期待される役割や取組

1. 身近に相談できる相手（個人、相談機関など）を見つけ、相談先を確保しておきましょう。
2. 日頃から相談体制やサービス内容等に関する理解に努めましょう。
3. 周囲に自ら助けを求めることができないと思われる人や世帯に気づいた時は、声をかけたり、身近な民生委員・児童委員や相談機関につなぐなどをしましょう。

施策2 権利擁護の推進「成年後見制度利用促進計画」

当該項目は、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条第1項で定められている「成年後見制度利用促進計画」として位置づけられるものです。

《課題・取組の方向性》

1. 成年後見制度が必要となる背景

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない人が、財産や権利を侵害されたり、人間としての尊厳を損なわれたりすることがないように、家庭裁判所から選任された後見人等の支援者により、法律的な支援を行う制度です。

この制度は、介護サービスが行政の「措置」から利用者とサービス提供者との「契約」へ大きく転換した時に、利用者を守るための制度として、介護保険制度と同時に施行されました。判断や契約行為の難しい高齢者が、サービス利用契約者としてサービス事業者と対等な立場に立つためには、本人の利害を代弁し、支援することが求められたからです。

昨今は自分に不利益な契約であることがわからないまま契約し、悪徳商法の被害に遭う高齢者も増えており、財産管理や日常生活において様々な困難を抱える人の権利擁護支援の必要性は高まっています。

しかし、成年後見制度の認知度はまだまだ低く、制度利用者も多くはありません。成年後見制度が高齢や障がいになっても地域で安心して暮らしていくための支援のひとつであることや、権利擁護支援を行う上で重要な視点である意思決定支援の考え方が理解されるように周知を図っていきます。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

【法定後見制度】 本人の判断能力が不十分になった後、親族等の申立てにより家庭裁判所によって成年後見人等が選任されます。本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型があり、「財産管理」と「身上保護」を行います。

	後見	補佐	補助
対象となる人	判断能力が常に欠けている人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人
代理権	財産に関するすべての法律行為	本人の同意を得た上で家庭裁判所が定めた法律行為	
同意権・取消権	日常生活に関する行為以外のすべての行為（取消権のみ）	日常生活に関する行為以外の借金、相続承認など民法で定められた行為	申立てにより裁判所が定める借金、相続承認など民法で定められた行為

● 財産管理	財産目録を作成し、本人の財産が保たれるように管理する事務 (不動産や預貯金の管理など)
● 身上保護	本人の生活の質(QOL)を維持・向上するための法的手続きや契約事務 (本人の特性や自己決定権を尊重した上で、福祉サービスの利用契約や施設入所の契約締結、履行状況の確認)

【任意後見制度】 本人に十分な判断があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ本人が選んだ人(任意後見人)に、どのような支援をしてもらうかを公正証書による契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行います。

2. 権利擁護支援の現状と方向性

(1) 成年後見制度の普及

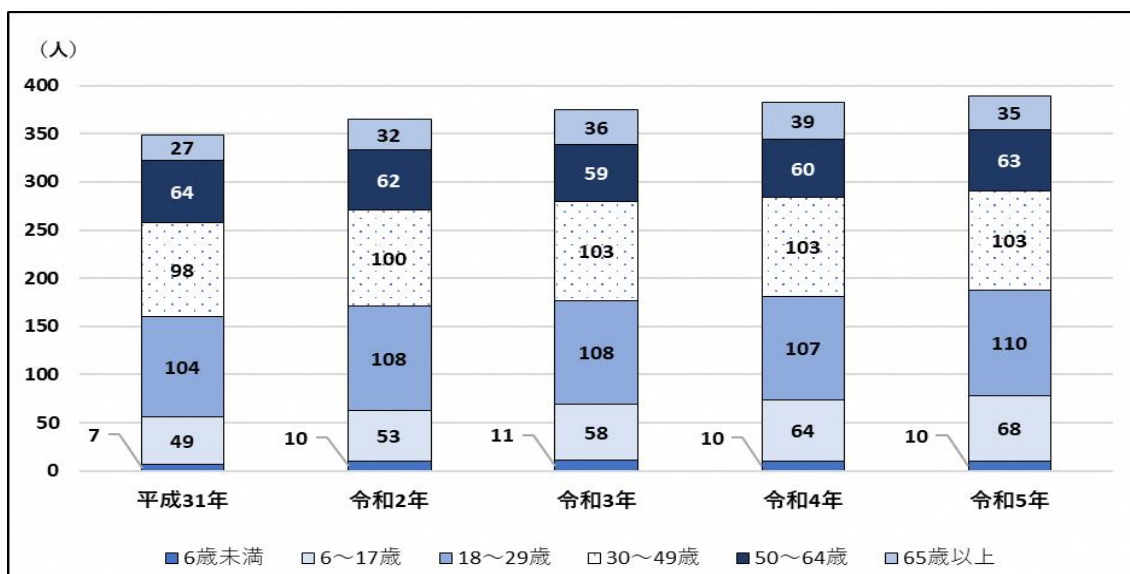
本市では成年後見制度の利用促進のため、市長申立ての実施や、低所得者への申立て・後見人等の報酬等の助成事業を実施しています。

【成年後見制度利用支援事業 利用者数】

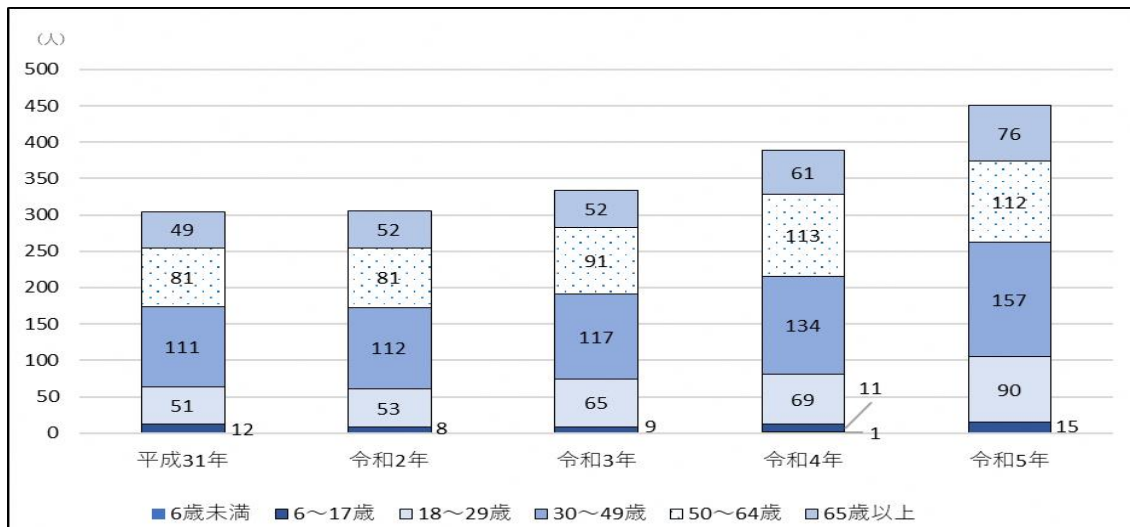
	高齢者			障がい者		
	市長申立 件数	報酬助成 件数	助成額(円)	市長申立 件数	報酬助成 件数	助成額(円)
令和元年	0	4	832,835	1	1	252,000
令和2年	1	2	486,000	1	3	840,000
令和3年	1	2	510,000	0	1	252,000
令和4年	3	2	483,000	0	2	504,000
令和5年	2	3	720,000	0	2	504,000

成年後見制度の利用対象である知的障がい、精神障がいのある人は増加しています。今後、認知症高齢者だけでなく、障がい者の「親亡き後」を考えた成年後見制度利用が増える見込まれることから、制度の理解を広げる活動や、専門的な相談が受けられる体制整備を進め、利用したい人が安心してサービスを利用できる基盤づくりに努めていきます。

【知的障がい者（療育手帳所持者）の年齢別推移】



【精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の年齢別推移】



資料：見附市の保健と福祉より（各年4月1日現在）

（2）日常生活自立支援事業との連携

成年後見制度以外の権利擁護支援として、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業があります。

認知症や障がい等で判断能力が不十分な人のうち契約能力のある人が、地域生活における日々の金銭管理や福祉サービスの利用援助を必要とする場合等に相談ができ、専門員が支援計画を作成し、本人に寄り添った意思決定支援を実施しています。

事業の対象にならないけれども判断能力に心配のある人への対応などについては、関係機関で連携をとりながら、制度周知と必要な支援を行っていきます。

（３）権利擁護支援の地域連携ネットワーク

権利擁護支援を必要としている人は、判断能力や生活状況等により、自ら助を求めることが難しく、権利が侵されていても気づけない場合や自ら助けを求めることができない場合があります。

地域社会がこうした状況に気づき、本人を意思決定の支援や福祉・医療等のサービスにつなげ、社会参加できるようにするための包括的な支援体制が必要です。虐待や消費者被害が生じているようであれば、行政や成年後見制度利用につなげることも必要になります。

国の基本計画では、市町村は、必要な人が成年後見制度を利用できるよう相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切な支援につなげる地域連携ネットワークを構築することとしており、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の４つの機能を段階的・計画的に整備することとしています。

当市も地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所などの既存の相談支援機関等に加えて、法律の専門職団体や家庭裁判所等の関係機関との連携体制の強化を図るため、地域連携ネットワークのコーディネーター機能を担う中核機関の設置と、適切な支援ができる体制づくりに努めます。

地域連携ネットワークの役割は次の３点です。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・権利擁護支援の必要な人の発見・支援・早期の段階からの相談・対応体制の整備・意思決定支援と身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築 |
|--|

また、関係機関だけでなく、多くの市民にネットワークに参加してもらう必要があるため、制度理解と周知を広げる取り組みを進め、市民後見人（後見人になってくれる市民）を育成していくことなどの検討を行っていきます。

なお、虐待は重大な権利侵害であることから、多様な支援者によるネットワークの構築を図りながら、虐待防止及び早期発見に向けた取組を進めます。

市民も含め、関係団体との連携が不可欠であるため、迅速な対応体制の充実をめざして、関係者向けの研修会の開催や虐待マニュアルの見直しなどに取り組みます。

■市の取組

1. 一人ひとりの尊厳を守るために、こどもや高齢者、障がいのある人等の虐待予防や消費者被害などの防止に向けた啓発を行うとともに、権利擁護に関する知識や理解の浸透に努めます。
2. 成年後見制度のわかりやすい説明や広報に努め、制度の早期利用を促進します。また、将来の市民後見人育成に向けた後見制度の周知を行っていきます。
3. 権利擁護の専門的な相談が受けられる体制を整備し、関係機関の連携を強化します。
4. 虐待ケースに対して適切かつ迅速に対応するために、関係機関との連携を図ります。

【主な担当課：健康福祉課、市民税務課、こども課、学校教育課】

■個人・地域・団体に期待される役割や取組

1. 高齢者や障がいのある人について理解し、できる支援を行いましょう。
2. 成年後見制度など、権利擁護のしくみについて理解を深めましょう。
3. 高齢者、障がいのある人、こどもの虐待が疑われるケースを発見した場合は市や警察、相談機関に連絡しましょう。

施策3 生活困窮者の支援

《課題・取組の方向性》

生活困窮者の実態は見えにくく、その背景に様々な問題が潜んでいたとしても、問題が巨大化・複雑化するまで支援が入りにくい現状があります。必要な医療や介護が受けられていなくても、借金を繰り返すことによって生活が成り立っている状況であっても、本人がSOSを出さない限りは周囲が気づけない、異変に気づいていてもプライバシーへの配慮から、支援にはつながらない現状があります。

当市では平成27年から見附市社会福祉協議会に委託して「くらしの自立支援センターみつけ」を立ち上げ、生活困窮者自立支援事業を実施しています。

これまで制度の狭間となっていた生活困窮者から経済的な生活不安や困りごとなどの相談を受け付け、生活再建に向けた支援を検討し、相談内容により就労支援だけでなく、家計改善支援事業、就労準備支援事業を組み合わせ効果的な支援を行います。

生活困窮者が地域で孤立することがないように、引き続き早期発見や、適切な支援につなぐための連携を進めていきます。

また生活困窮者等のための地域づくり事業として、社会的孤立を生まないための住民主体の活動支援や居場所づくりなどを検討し、実施していきます。

■市の取組

1. 多機関の連携により、支援につながっていない人が早期に適切な支援につながるよう取り組みます。
2. 実施事業により、生活困窮者の生活の自立と安定に向けた支援に取り組みます。
3. 地域の関係者や団体など多様な機関と連携し、住民主体の居場所づくりや活動支援を行い、誰もが安心して生活できる地域づくりを推進します。

【主な担当課：健康福祉課、まちづくり課】

■個人・地域・団体に期待される役割や取組

1. 身近に経済的に困っている人がいた場合は、了承を得た上でくらしの自立支援センターみつけなどの相談機関や身近な民生委員等につなぎましょう。
2. 地域の中で生活困窮者も含めて誰もが過ごせる居場所を設けることで、地域の安心感や一体感を作り上げましょう。

施策4 再犯防止の取り組み「再犯防止推進計画」

当該項目は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項で定められている「地方再犯防止推進計画」として位置づけられるものです。

《課題・取組の方向性》

犯罪をした者等の中には、貧困、疾病、障がい、家庭環境などで様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。また、必要とされる福祉的支援が行き届いていないことを背景として再犯に及ぶ者が一定数いることが指摘されてきました。

地域でこうした人たちの立ち直りを支え、更生をめざす人が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、支援を必要とする人に対し、必要な支援に対する情報が行き届き、速やかに提供されること、またそのしくみづくりが必要です。

必要な人に対して適切な支援が行われるよう、関係機関と連携し、就労支援や保健医療・福祉サービスの利用を支援します。

また、犯罪や非行を防止し、誰もが安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くために、更生保護活動の主となっている保護司会をはじめ、多くの人に支え手として加わってもらう必要があります。

再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について広く知ってもらい、理解を深めてもらうための取り組みを進めます。

■市の取組

1. 保護司会と連携し、「社会を明るくする運動」などの啓発活動を通じて、犯罪や非行防止の取り組みについて市民の理解促進に努めます。
2. 更生保護団体等の活動や更生保護サポートセンターの運営などを支援し、活動場所の提供等を行います。
3. 誰もが、住まいの確保や就労支援などのニーズに対して、障害者相談支援事業や生活困窮者自立支援事業などを活用して生活を整えていくことができるように、制度のPRと支援関係者等との連携を図ります。

【主な担当課：健康福祉課、学校教育課、市民税務課】

■個人・地域・団体に期待される役割や取組

1. 再犯防止に向けた取組に関心を持ち、保護司についても理解しましょう。
2. 誰もが社会の一員としてお互いを支え合うという理念の中で、立ち直ろうとする人を支え受け入れることのできる地域づくりを進めましょう。

施策5 孤独・孤立を支える支援

《課題・取組の方向性》

「孤独・孤立対策推進法」が令和6年4月1日から施行されました。

孤独・孤立の問題は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等により深刻な社会問題となって表面化し、今後単身世帯や単身高齢世帯の増加等により更なる深刻化が懸念されています。

当市では自殺予防対策とひきこもりの観点から、この問題と向き合っていきます。また、コロナ禍以降の不登校児童生徒の増加について重く受け止め、後段の重層的支援体制整備事業の中でも個々の児童生徒へきめ細やかな支援を行っていくこととしています。

誰にも生きていることが苦しい時や、孤独な気持ちになり行動が起これなくなったり、社会との接触を断ってしまいたい時が起こります。

市民一人ひとりが気づきや支え合いの気持ちを大切に、困難を抱える人たちが誰かに助けを求めることのためらいをなくし、いつでも援助を求めることができるように、人と人、人と社会資源のつながりが育まれる地域づくりをめざします。

また、相談支援の充実により、自ら SOS を出すことができない人や支援が届きにくかった人たち、支援が途中で途絶えてしまっている人たちにも切れ目のない支援を続けられるように、相談体制を整え、ひとり一人に寄り添った支援を進めていきます。

■市の取組

1. 自殺やこころの病気、ひきこもりに対する理解をすすめるための啓発、ゲートキーパー等の養成や相談窓口の周知を図ります。
2. 不登校の長期化などで支援が長期化することをふまえ、切れ目のない支援が続くように関係者の連携を強化し、早期対応に取り組みます。
3. 当事者同士や親族、関係者がつながり、支援者が孤立しないで伴走していきける方法を検討します。
4. 孤立した人たちが利用できる居場所づくりを検討します。

【主な担当課：健康福祉課、こども課、学校教育課、まちづくり課】

■個人・地域・団体に期待される役割や取組

1. 自分の健康状態を把握して、早期に適切な休養をとったり、医療機関に受診したりしましょう。
2. 家族や身近な人の心の不調に気づいたら、SOS を受け止めて声をかけた

り、いっしょに相談機関に相談するなどをしましょう。

3. 地域や職場で気軽に相談できる関係性を作ることや、職場での研修の実施、地域でのサロン開催など、孤立した人を生まないしくみを考えましょう。
4. ひきこもりに対する学習会などに参加して、理解を深めましょう。

施策6 複雑な地域課題への対応

「重層的支援体制整備事業実施計画」

当該項目は、社会福祉法第 106 条の5で定められている「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけられるものです。本市における重層的支援体制整備事業が適切かつ効果的に実施できるよう、その体制整備を進めるとともに、提供体制に関する事項等について示すものです。

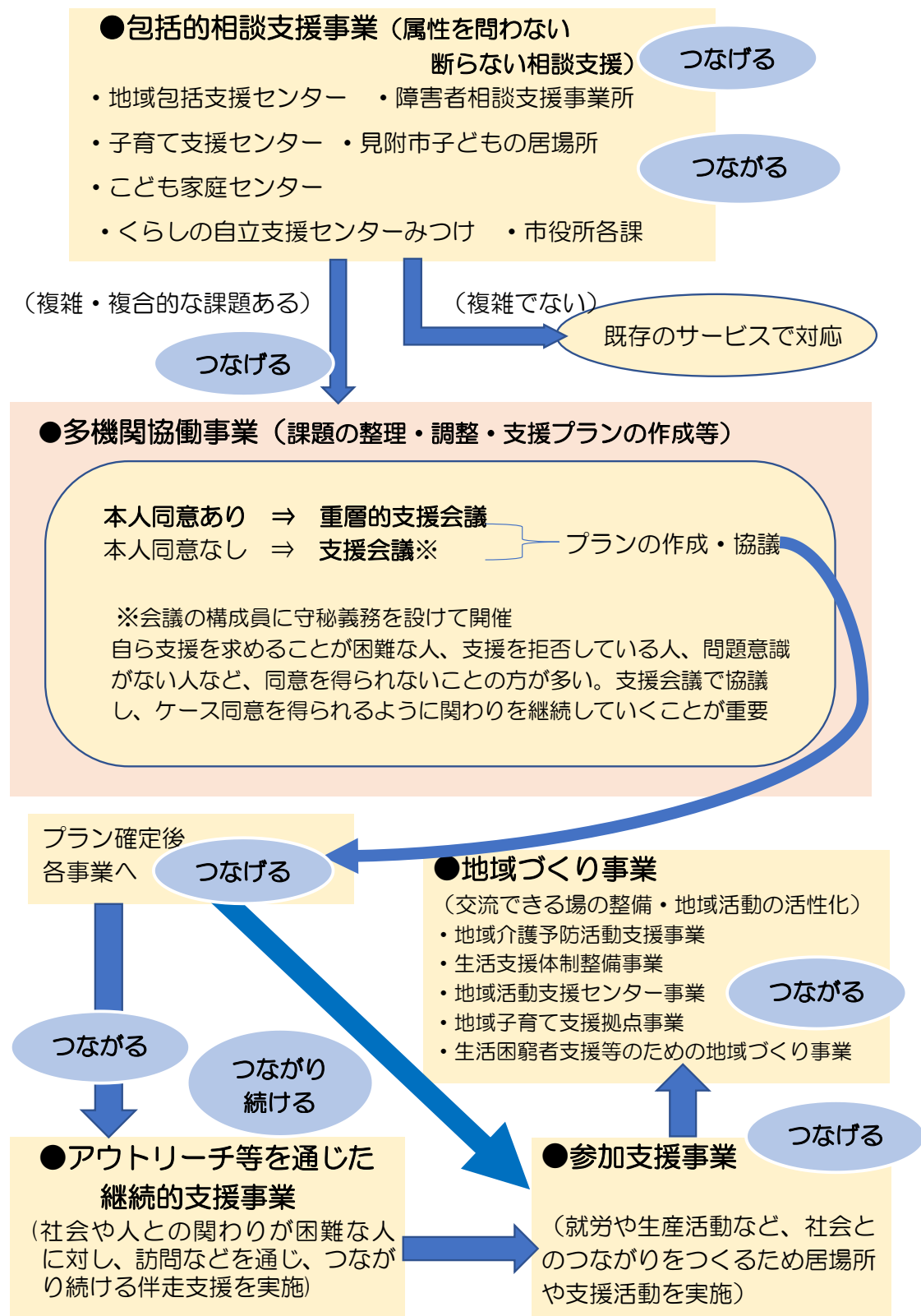
国全体の傾向として、一つの世帯に複数の課題が存在しているために、従来の高齢者・障がい者・こども・生活困窮者といった対象者別の相談先や制度では十分に対応しきれないケースが多くなっています。複雑化・複合化した課題や制度の狭間と言われる課題を抱えた市民やその世帯に対する相談体制の充実や、継続的な伴走型の支援を行う仕組みを作れるように設けられた事業が重層的支援体制整備事業です。

これまでの各相談支援の取り組みの成果と専門性や強みを生かしながら、各分野で進めてきた支援を横断的かつ一体的に実施することで地域共生社会を実現するために、包括的支援体制の構築をめざします。

当市では既存の相談拠点や地域資源を生かして「包括的相談支援事業」「地域づくり事業」を実施し、地域づくりにおいて経験豊富な社会福祉協議会に「多機関協働事業」「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」「参加支援事業」を委託して重層支援体制整備事業を実施し、個々の課題の解きほぐしとその世帯を丸ごと支える地域づくりをめざします。

また、各福祉分野に関わる相談機関や資源活用だけでなく、健康づくりや教育関係、まちづくりなどの幅広い分野と連携し、新たに必要とされる資源開拓に対応して、誰ひとり取り残さない地域づくりに努めていきます。

重層的支援体制整備事業の支援フロー図



1. 重層的支援体制整備事業の実施体制

① 包括的相談支援事業 設置形態：基本型（既存の体制を活用）

各分野の相談機関において、属性や相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、適切な機関へつなぎます。複雑化・複合化した課題がある場合は多機関協働事業につなぎます。

分野	事業名	実施機関	運営形態	設置数	担当課
介護	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター	委託	4	健康福祉課
障がい	障害者相談支援事業	障害者相談支援事業所	委託	3	健康福祉課
こども	利用者支援事業	学校町子育て支援センター、見附市子どもの居場所、こども家庭センター	直営	3	こども課
生活困窮	生活困窮者自立支援事業	くらしの自立支援センターみつけ	委託	1	健康福祉課

②参加支援事業

本人や家族の状態に寄り添いながら、人や社会とのつながりを段階的に回復するための場づくりや、丁寧な個別支援を実施します。

実施機関	運営形態	人員配置	担当課
見附市社会福祉協議会	委託	コミュニティソーシャルワーカー 1名以上	健康福祉課
見附市教育支援センター (すこやかルーム)	直営	支援員 1名以上	学校教育課

参加支援事業で想定する社会資源

- ・ 少人数利用の居場所や当事者や親の会で運営する居場所
- ・ 福祉施設でのボランティア体験
- ・ ふるさとセンター内ふるさと教育支援センター

(個々に必要とされる居場所や支援を作っていきます。)

③地域づくり事業

各分野の事業や活動拠点を活かしつつ、世代や属性を超えて住民同士が交流でき、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

分野	事業名	実施機関	運営形態	設置数	担当課
介護	地域介護予防活動支援事業	市内介護保険事業所	委託	21	健康福祉課
	生活支援体制整備事業	地域の集会所、公民館 など	委託	4	
障がい	地域活動支援センター事業	地域活動支援センター あじさい	委託	1	
こども	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター どろんこ保育園	直営 委託	3 1	こども課
生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	悠々ライフ (退職後の生きがい つながり作りの場)	補助	1	まちづくり課

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援が届いていない人やその世帯に対し、早期的な対応を行います。多くは本人同意を得ることができないと考えられることから、関係性構築に向けた支援を行い、本人に会えた後も伴走型支援を行い、参加支援事業などの入口につなげます。

実施機関	運営形態	人員配置	担当課
見附市社会福祉協議会	委託	コミュニティソーシャル ワーカー 1名以上	健康福祉課

また、自宅から出ることができなかつたり、社会とのつながりを持てずに支援を待っている人を把握するための調査を実施していく予定です。

⑤多機関協働事業

課題が複雑化・複合化しているとして包括的相談支援事業からつなぎのあったケースについて、支援プランを作成し、重層的支援会議を開催し、各機関の役割分担や支援の方向性を示します。

実施機関	運営形態	人員配置	担当課
見附市社会福祉協議会	委託	コミュニティソーシャル ワーカー 1名以上	健康福祉課

※コミュニティソーシャルワーカー

社会福祉協議会に所属する地域福祉コーディネーター。地域において個人や家族の抱える生活上の課題を地域の課題と捉え、その解決のために地域の人材や制度・サービスを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整を担う人材のこと。

2. 重層的支援体制整備事業の推進体制

1. 重層的支援会議

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催するものです。多機関協働事業に上がったケースのうち、本人の同意により支援プランが作成されたものについて、支援プランの確認と協議を行います。予め決められた重層的支援会議の構成メンバーに案件ごとに必要なメンバーを加えて、随時開催となります。

2. 支援関係機関の連携について

支援関係機関は、相談を受けた機関では対応できない案件を適切な支援につなぐために、常に互いに情報共有し、断らない相談支援、つなぎつながら続ける支援を行うように努めます。また年1回以上、事業実施状況等の確認及び実施方法等の見直しについて協議を行い、支援関係機関の連携を図り、円滑な事業実施に努めます。

基本目標3 いつまでも安心安全に暮らせる地域をつくります

施策1 情報提供の充実

《課題・取組の方向性》

福祉サービスや生活支援が必要な状態であっても適切な支援の情報が伝わらず、周囲からも気づかれず、問題が重度化・複雑化してしまっている現状があります。早い段階から相談や支援につなげていけるよう、必要な人に情報が届き、自己選択、自己決定ができる仕組みが必要です。わかりやすい情報の提供とともに、本人自身が SOS を出しやすく、周囲が SOS に気づける地域づくりの取組を進めます。

また、市民の地域課題に対する認識の向上を促し、一人ひとりの理解を深める情報提供の充実を図り、地域課題が我が事になり、官民協働の促進や寄付文化が根付いていくように努めます。

■市の取組

1. 伝わる、理解しやすい情報の発信に努めます。
～広報、しおり、ホームページ、子育て支援サイト など～
2. 自ら発信できない人にも、SOS を出しやすい取組を推進します。
～相談体制の充実、市民への啓発活動、コミュニティの育成 など～
3. 地域福祉への関心の喚起を視野に入れた、寄付や募金等の取組を推進します。
～各種募金活動、クラウドファンディング、企業や社会福祉法人の社会貢献活動の喚起につながる情報提供～

【主な担当課：健康福祉課 ほか全課】

■個人・地域・団体に期待される役割や取組

1. 市や地域が発信する情報に関心を持ち、情報収集に努めましょう。
2. 無理のない範囲で募金活動などにも協力し助け合いましょう。
3. 身近に情報入手が困難な人がいる場合は、情報を得るための方法を手伝ったり、情報を伝えるなどの手助けをしましょう。
4. 回覧板や掲示板などで、地域で情報を提供したり、共有できるようにしましょう。また日頃から声を掛け合う関係づくりに努めましょう。

施策2 福祉サービスの推進

《課題・取組の方向性》

誰もが住み慣れた地域で安心して、自分らしく生活していくためには、地域で福祉サービスを必要とする人が、必要なサービスを受けられる体制整備が必要です。社会情勢や家族の生活形態の変化などによって、市民のニーズや必要なサービスは常に変動しています。

ニーズ把握と求められサービスや必要量などにより、誰もが必要なサービスを適切な形で受けることができるように、福祉サービスの充実を図ることが求められています。

公的サービスの充実だけでなく、地域の助け合いや社会福祉法人、企業など、それぞれができることを、できる範囲で協力し合う、そのために必要な情報提供や連携を推進します。必要に応じて新たなサービス形態や開拓も検討していきます。

■市の取組

1. こども・障がい・高齢・介護などの状態に応じた各種制度・サービスを実施します。また、サービス利用者や家族の実態を把握して、必要なサービス供給量の確保や開拓、事業の見直しなどを行います。
～医療費、手当、在宅・通所・入所サービス など～
2. こども・障がい・高齢等のサービスを総合的に提供したり、高齢者と障がい児者の共生型サービスなど、ニーズに沿った資源の有効活用について検討します。
3. 包括的支援体制を強化し、助け合いの土壌づくりを進めます。
4. サービス調整のためのコーディネート機能を強化します。

【主な担当課：こども課 健康福祉課 まちづくり課】

■個人・地域・団体に期待される役割や取組

1. 適切な情報や相談支援の利用により、必要な制度利用やサービス利用をしていきましょう。
2. 日頃から支援を必要とする人を理解し、地域でできる助け合いや見守りを実践していきましょう。

施策3 地域防災体制の充実

《課題・取組の方向性》

地震や風水害などの自然災害は、いつ襲ってくるかわかりません。また、東日本大震災や能登半島地震のような大災害が起こった場合、行政だけではすべてに対応することはできません。一人ひとりが災害に備えることはもちろんのこと、日頃から地域の人と顔を合わせてつながりを持っておくことが、いざというときに地域の力となり、災害時要支援者をはじめ、地域住民の命を守ることにつながります。

■市の取組

1. 災害時要支援者の支援体制づくりを進めます。
2. 地域ごとの支援体制づくりを進めます。
3. 災害時における避難所の運営体制を整備します

【主な担当課：健康福祉課、企画調整課】

■個人・地域・団体に期待される役割や取組

1. 個人や家族で災害を想定して物資を準備したり、連絡方法や避難場所を決めておくなどしておきましょう。
2. 町内では避難行動要支援者を把握し、いざという時誰が支援に向かうのか、どういうルートや方法で避難するのかを決めておきましょう。また、日頃から要支援者には声をかけ、状態の把握やコミュニケーションの円滑化に努めましょう。
3. 町内でも定期的に防災訓練を実施し、いざという時の動きをイメージして避難計画を見直しましょう。
4. 緊急時には自分のできることを積極的に提供しましょう。

施策4 生活しやすい環境づくり

《課題・取組の方向性》

すべての市民が安心安全に生活していくための環境づくりを推進します。

施設面の整備と住民による自主的な活動を取り入れることにより、地域の安全を守ります。

地域生活を営む上で欠かすことができない、居住と就労の支援を充実させます。

■市の取組

1. バリアフリー、ユニバーサルデザインを考えてまちづくりを推進します。
～歩道整備・点字ブロック・音声信号・ヘルプカード、障がいのある人への移動支援の充実、障がいの正しい理解の普及 など～
2. 地域の安心安全のための助け合いを推進し、相談活動を実施します。
～児童の登下校パトロール、交通安全運動、消防団活動、消費者相談 など～
3. 高齢・障がいなどにより住宅確保が困難な人たちへの支援を検討します。
4. 長く就労していなかった人や障がいのある人など、多様なニーズに応じた就労を支援します。

【主な担当課：健康福祉課、都市環境課、学校教育課、市民税務課

ほか全課】

■個人・地域・団体に期待される役割や取組

1. バリアフリー、ユニバーサルデザインに関心を持ち、知識を深め、自分自身や地域生活を振り返りましょう。
2. まちで困っている人を見かけたら、声をかけるなどのサポートを行いましょう。
3. 自分のできる地域活動に参加しましょう。

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

計画の推進にあたっては、福祉分野に限らず、教育や人権、市民活動、住宅、防災担当など、本市の関係課が横の連携を図ることが重要であり、それぞれが地域福祉の当事者として、事業の進捗状況の確認、情報共有、調整などを行いながら計画を推進し、地域におけるさまざまな課題解決に向けて取り組んでいきます。

(2) 多様な主体との連携・協働による推進

地域の様々な課題を発見し、解決していくために、民生委員・児童委員、地域コミュニティ、ボランティア団体、社会福祉事業者、企業などの地域福祉の推進に関わる多様な主体がそれぞれの役割を認識し、積極的に連携し、協働を図ることで取組を進めます。

(3) 社会福祉協議会との連携・強化

地域福祉の中心的な役割を担う市社会福祉協議会（市社協）の活動と密接に連携を図るとともに、地域における課題を共有し、話し合いを進めながら、めざすべき地域の姿の実現に取り組んでいきます。

(4) 会議体を通じた課題の共有

地域ケア会議や生活困窮者支援調整会議や重層的支援会議などの場を通じ、地域課題の共有や施策、事業の検討などを通じて、困難を抱える人たちの課題解決にあたります。

(5) 計画内容の広報・啓発

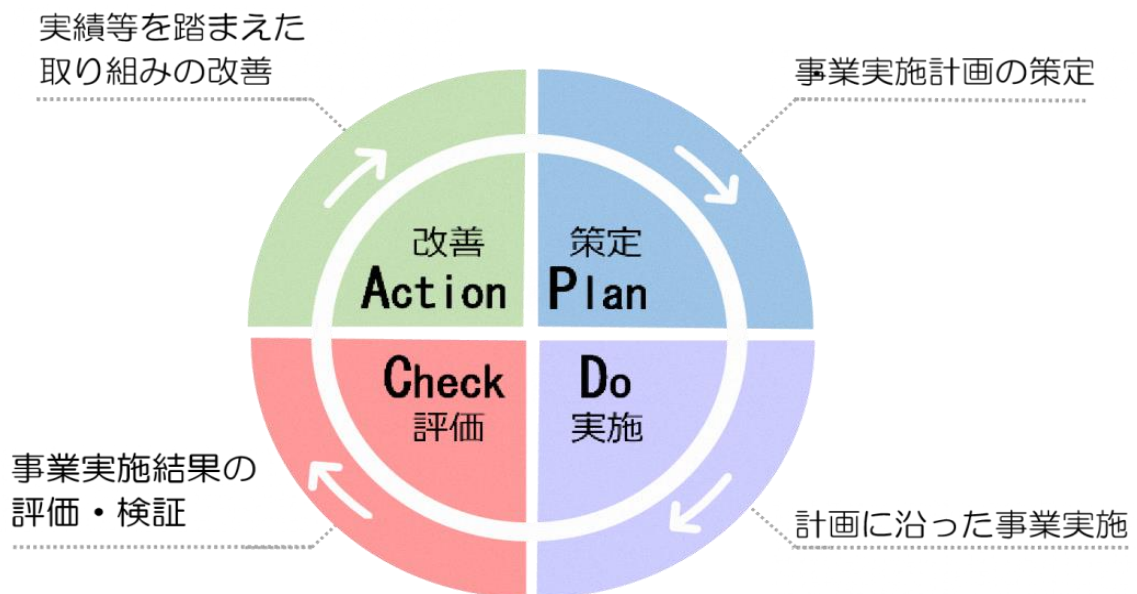
地域で暮らす住民は、地域福祉の担い手にも、また受け手にもなります。地域福祉の推進にあたっては、住民や地域団体が、地域福祉活動に主体的に取り組むこと、また、支援が必要となったときにはSOSを発信できることが重要となってきます。地域福祉の理解を広げるためには、本計画の内容の周知・啓発は大切であり、様々な媒体や機会を活用して情報発信を行っていきます。本市や市社協の広報紙、ホームページへの掲載などにより計画の普及啓発を進めます。

2. 計画の進行管理

計画の進行管理については、各施策の取組内容について、毎年度点検・評価します。各個別計画で具体的に実施している施策については、それぞれの計画の中での進行管理を基本とします。

庁内のほか、見附市地域福祉計画策定・推進会議を開催して点検・評価を行い、次年度以降の施策・事業の実施に活かしていきます。

また、計画の進行管理、評価の状況については、ホームページ等を通じて市民に周知・公表します。



参考資料

1. 見附市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱

見附市告示第116号

見附市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年7月11日

見附市長 稲 田 亮

見附市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、見附市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し推進していくため、見附市地域福祉計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び評価に関すること。
- (2) その他計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験又は知識を有する者
- (2) 公募により選任された市民
- (3) 市民関係団体を代表する者
- (4) 福祉関係団体を代表する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、これを補充することができる。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の人の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

- 2 当初の委員の任期については、第4条第1項本文の規定にかかわらず、任命のあった日から令和8年3月31日までとする。

2. 見附市地域福祉計画策定推進委員会委員名簿

所属団体	職 名	氏 名	備 考
社会福祉法人見附市社会福祉協議会	次 長	齊藤 高史	
公募市民		土田 秀	
公募市民		水戸 巖	
見附市民生委員児童委員連絡協議会	会 長	久保 栄一	
見附市市民活動・ボランティア連絡協議会	会 長	佐野 政秋	
新潟県中越福祉事務組合	事務局長	平瀬 勝	
社会福祉法人見附福社会 大平園	園 長	佐川 透	
特定非営利活動法人 ふくし後見ネット	副代表	小林 克太郎	
見附市まちづくり課	課長補佐	長谷川 裕恭	
見附市こども課	主幹兼課長補佐	橘 和紀	

(敬称略)

3. 社会福祉法（抜粋）

（昭和二十六年三月二十九日）

（法律第四十五号）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（福祉サービスの提供の原則）

第五条 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、

住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第 106 条の 3 市町村は、次条第 2 項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第 2 項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（重層的支援体制整備事業）

第 106 条の 4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第 1 項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

- 2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第 106 条の 5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第 106

条の３第２項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同号各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。